

# 令和元年度第1回野田市防災会議

日 時：令和2年2月27日（木）

午後1時30分～

会 場：野田市中心公民館講堂

## 次 第

1 開 会

2 野田市防災会議会長（市長）挨拶

3 議 題

（1）令和元年台風19号に対する対応と課題について

（2）野田市地域防災計画の一部修正について

（3）野田市国土強靱化地域計画について

4 その他

5 閉 会

## 野田市地域防災計画修正の概要

修正の概要	<p>昨年の台風対応において、修正の必要が生じた洪水対応時の避難施設のあり方やその他必要な修正を行うもの。</p>
主な修正項目	<p>( 1 ) 洪水対応の避難施設について</p> <p>各種気象情報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難が重要であることを事前に周知することを定める。</p> <p>市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難を考え、知人、友人、親族や勤め先など市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めることを定める。</p> <p>指定緊急避難場所のうち風水害時に浸水しない建物を指定避難所とすることを定める。</p> <p>指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受け入れを行うことを定める。</p> <p>指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れることを定める。</p> <p>広域一時滞在の要請として、震災編 第3章 第7節 第4「広域一時滞在の要請」を準用することを定める。</p> <p>指定避難所一覧表を追加する。</p> <p>( 2 ) ライフライン施設の耐震化と飲料水の供給について</p> <p>上水道施設や飲料水の給水先から耐震性貯水槽を削除する。</p> <p>( 3 ) 災害時のヘリコプター輸送の確保について</p> <p>関係機関との調整の結果、「梅郷4号公園」を削除する。</p> <p>( 4 ) 指定緊急避難場所について</p> <p>指定緊急避難場所（地震・大規模事故対応）のうち「関宿幼稚園」を削除する。</p>
前回修正年月日	平成30年度修正（平成30年7月20日）
備考	

# 野田市地域防災計画 新旧対照表

令和元年度  
修正

野田市防災会議

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり 第4 ライフライン施設の耐震化	頁 震 - 36
<p>1. 上水道施設</p> <p>水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 非常用の揚水施設の整備            震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場及び耐震性貯水槽の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。</p> <p>(5) (略)</p>	

修 正 案
修正理由 耐震性貯水槽の廃止に伴うもの
<p>1. 上水道施設</p> <p>水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 非常用の揚水施設の整備            震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場及び耐震性貯水槽の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。</p> <p>(5) (略)</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第1 飲料水の供給	頁 震 - 92
第1 飲料水の供給	
3・応急給水活動 (1) 水源の確保 給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。 ア 市の所有する飲料水兼防火用耐震性貯水槽の備蓄水を確保する。 イ 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸を設置している。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。 ウ 不足する場合は、千葉県水道局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。 (2) (略) (3) (略)	

修 正 案
修正理由 耐震性貯水槽の廃止に伴うもの
第1 飲料水の供給
3・応急給水活動 (1) 水源の確保 給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。 <del>ア 市の所有する飲料水兼防火用耐震性貯水槽の備蓄水を確保する。</del> ア 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸を設置している。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。 イ 不足する場合は、千葉県水道局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。 (2) (略) (3) (略)

現 行

震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第1 飲料水の供給	頁  震 - 92
--	-----------------

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。  
給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

修 正 案

修正理由 耐震性貯水槽の廃止に伴うもの
------------------------

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。  
給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

現 行		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第10節 交通・緊急輸送 第2 緊急輸送	頁 震 - 99	
<p>4.ヘリコプター輸送の確保</p> <p>(1) ヘリコプターの確保            庁舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。</p> <p>(2) ヘリコプター離発着場の開設            土木班は、庁舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター離発着場の開設予定場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>               ア 野田市総合公園自由大広場                イ 市役所本庁舎屋上                ウ 文化センター駐車場                エ 川間駅南中央公園                オ 関宿中央小学校                カ 梅郷4号公園                全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。             </td> </tr> </table>		ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上 ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 カ 梅郷4号公園 全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。
ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上 ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 カ 梅郷4号公園 全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。		

修 正 案	
修正理由 ヘリコプター臨時離発着場の見直しに伴うもの	
<p>4.ヘリコプター輸送の確保</p> <p>(3) ヘリコプターの確保            庁舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。</p> <p>(4) ヘリコプター離発着場の開設            土木班は、庁舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター離発着場の開設予定場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>               ア 野田市総合公園自由大広場                イ 市役所本庁舎屋上                ウ 文化センター駐車場                エ 川間駅南中央公園                オ 関宿中央小学校  <del>カ 梅郷4号公園</del>                全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。             </td> </tr> </table>	ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上 ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 <del>カ 梅郷4号公園</del> 全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。
ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上 ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 <del>カ 梅郷4号公園</del> 全備重量4.4t、全長15m次の機種に限る。	

現 行	
風水害編 第2章 災害予防計画 第3節 避難行動・避難施設 第1 避難行動 第2 避難所等の確保	頁  風 - 17

修 正 案
修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの
<p><b>第1 避難行動</b></p> <p>市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難 が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難勧告などが特に出されていない状況において、あるいは避難勧告の対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することです。  (市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等をご用意のうえ、避難してください。)</p> </div> <p><b>第2 避難所等の確保</b></p> <p><b>1. 市民自らによる避難先の確保</b> 市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することが出来ない。 市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、親族、友人、知人や勤め先など市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。</p> <p><b>2. 指定避難所</b> 市民生活部は、指定緊急避難場所のうち風水害時に浸水しない建物を指定避難所とする。 指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受け入れを行う。</p> <p><b>3. 要配慮者優先避難所</b> 市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設として指定する。</p>



現 行

風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 気象に関する情報の収集	頁    風 - 35
--	-------------------------

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。  
また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。  
詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.40
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.20	8.50

修 正 案

修正理由 字句及び数値の修正
-------------------

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。国（関東地方整備局）は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。  
また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県を通じて、市に伝達する。  
詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.60	8.90
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.80	9.10

現 行	
風水害編 第3章 災害対応応急計画 第7節 避難対策 第1 (略) 第2 (略) 第3 (略)	頁  風 - 44 ~ 47
第1 (略) 第2 (略) 第3 (略)	

修 正 案
修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの
第1 (略) 第2 (略) 第3 (略)
第4 広域一時滞在の要請 震災編 第3章 第7節 第4「広域一時滞在の要請」を準用する。

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧							頁 資 - 55	
指定緊急避難場所一覧 [ 地震・大規模事故対応 ]								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
関 宿 中 部 地 区	9	アルフレッサファーム (株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
	10	関宿幼稚園	野田市新田戸 522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
	11	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
				校庭	8,321	70	2.0	2,912
				体育館	1,184	70	3.3	251
	12	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453 1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
	13	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
	14	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
				校庭	23,022	70	2.0	8,057
				体育館	750	70	3.3	159
	15	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527 13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
	16	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
	17	野田市関宿複合センタ ー	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
				敷地	4,852	70	2.0	1,698

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
指定緊急避難場所一覧 [ 地震・大規模事故対応 ]								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
関 宿 中 部 地 区	9	アルフレッサファーム (株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除
	10	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
				校庭	8,321	70	2.0	2,912
				体育館	1,184	70	3.3	251
	11	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453 1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
	12	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
	13	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
				校庭	23,022	70	2.0	8,057
				体育館	750	70	3.3	159
	14	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527 13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
	15	古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
	16	野田市関宿複合センタ ー	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
				敷地	4,852	70	2.0	1,698

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4 - 1 指定緊急避難場所一覧							頁 資 - 56	
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠 花 237-1 関宿支所 (7198)1111	建物	4,604	65	3.3	906
			関宿コミュニテイ会 館 (7198) 1941	駐車場	2,767	70	2.0	968
	19	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠 花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3	221
	20	野田市関宿保健センタ ー	野田市東宝珠 花 260 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
	21	野田市立関宿中央小学 校	野田市東宝珠 花 234 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
				校庭	9,876	70	2.0	3,456
				体育館	795	70	3.3	168
関	22	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
宿 南	23	野田市立木間ヶ瀬中学 校	野田市木間ヶ瀬 3393 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
				校庭	13,672	70	2.0	4,785
				体育館	748	70	3.3	158
部	24	野田市立関宿南部幼稚 園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
地 区	25	野田市立木間ヶ瀬小学 校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
				校庭	7,019	70	2.0	2,456
				体育館	1,198	70	3.3	254

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	17	野田市いちいのホール	野田市東宝珠 花 237-1 関宿支所 (7198)1111	建物	4,604	65	3.3	906
			関宿コミュニテイ会 館 (7198) 1941	駐車場	2,767	70	2.0	968
	18	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠 花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3	221
	19	野田市関宿保健センタ ー	野田市東宝珠 花 260 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
	20	野田市立関宿中央小学 校	野田市東宝珠 花 234 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
				校庭	9,876	70	2.0	3,456
				体育館	795	70	3.3	168
関	21	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
宿 南	22	野田市立木間ヶ瀬中学 校	野田市木間ヶ瀬 3393 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
				校庭	13,672	70	2.0	4,785
				体育館	748	70	3.3	158
部	23	野田市立関宿南部幼稚 園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
地 区	24	野田市立木間ヶ瀬小学 校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
				校庭	7,019	70	2.0	2,456
				体育館	1,198	70	3.3	254

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4 - 1 指定緊急避難場所一覧							頁 資 - 56	
地 区		指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
川 間 地 区	26	野田市関宿総合公園 (体育館)	野田市平井 401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
				園内	20,918	70	2.0	7,321
	27	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
				28	野田市立木間ヶ瀬保育 所	野田市木間ヶ瀬 3152 1 (7198)3825	園庭	2,001
	29	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
				校庭	16,176	70	2.0	5,661
				体育館	2,039	70	3.3	432
	30	(株)U S S 東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
				駐車場	13,890	70	2.0	4,861
	31	野田市立川間小学校	野田市中里 934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
				校庭	13,684	70	2.0	4,789
				体育館	882	70	3.3	187
32	野田市川間公民館	野田市中里 720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157	
			33	野田市立川間中学校	野田市中里 136- 1 (7129)4025	校舎	5,884	65
校庭	19,610	70				2.0	6,863	
体育館	1,282	70				3.3	271	

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
地 区		指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
川 間 地 区	25	野田市関宿総合公園 (体育館)	野田市平井 401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
				園内	20,918	70	2.0	7,321
	26	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
				27	野田市立木間ヶ瀬保育 所	野田市木間ヶ瀬 3152 1 (7198)3825	園庭	2,001
	28	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
				校庭	16,176	70	2.0	5,661
				体育館	2,039	70	3.3	432
	29	(株)U S S 東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
				駐車場	13,890	70	2.0	4,861
	30	野田市立川間小学校	野田市中里 934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
				校庭	13,684	70	2.0	4,789
				体育館	882	70	3.3	187
31	野田市川間公民館	野田市中里 720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157	
			32	野田市立川間中学校	野田市中里 136- 1 (7129)4025	校舎	5,884	65
校庭	19,610	70				2.0	6,863	
体育館	1,282	70				3.3	271	

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧						頁 資 - 57		
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
北 部 地 区	34	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
				校庭	44,366	70	2.0	15,528
				体育館	5,194	70	3.3	1,101
	35	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
				校庭	15,026	70	2.0	5,259
				体育館	1,065	70	3.3	225
	36	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
				校庭	14,196	70	2.0	4,968
				体育館	1,604	70	3.3	340
37	野田市立岩木小学校	野田市岩名二 丁目12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344	
			校庭	9,124	70	2.0	3,193	
			体育館	1,006	70	3.3	213	
38	野田市 北コミュニティセンタ ー	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455	
			駐車場	1,045	70	2.0	365	
39	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997	
			校庭	13,154	70	2.0	4,603	
			体育館	1,101	70	3.3	233	
40	千葉県立野田中央高等 学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273	
			校庭	25,560	70	2.0	8,946	
			体育館	1,516	70	3.3	321	
41	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101	
			校庭	19,355	70	2.0	6,774	
			体育館	1,232	70	3.3	261	

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
北 部 地 区	33	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
				校庭	44,366	70	2.0	15,528
				体育館	5,194	70	3.3	1,101
	34	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
				校庭	15,026	70	2.0	5,259
				体育館	1,065	70	3.3	225
	35	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
				校庭	14,196	70	2.0	4,968
				体育館	1,604	70	3.3	340
36	野田市立岩木小学校	野田市岩名二 丁目12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344	
			校庭	9,124	70	2.0	3,193	
			体育館	1,006	70	3.3	213	
37	野田市 北コミュニティセンタ ー	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455	
			駐車場	1,045	70	2.0	365	
38	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997	
			校庭	13,154	70	2.0	4,603	
			体育館	1,101	70	3.3	233	
39	千葉県立野田中央高等 学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273	
			校庭	25,560	70	2.0	8,946	
			体育館	1,516	70	3.3	321	
40	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101	
			校庭	19,355	70	2.0	6,774	
			体育館	1,232	70	3.3	261	

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧						頁 資 - 57、58		
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
中央 地区	42	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
	43	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474
				校庭	5,274	70	2.0	1,845
				体育館	751	70	3.3	159
	44	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
				園内	187,000	70	2.0	65,450
	45	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
				校庭	21,292	70	2.0	7,452
				体育館	1,415	70	3.3	300
	46	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
				校庭	23,169	70	2.0	8,109
				体育館	946	70	3.3	200
	47	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
	48	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
	49	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428
50	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016	
			校庭	21,300	70	2.0	7,455	
			体育館	2,065	70	3.3	438	
51	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727	
			校庭	9,173	70	2.0	3,210	
			体育館	1,516	70	3.3	321	

修 正 案									
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの									
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員		
中央 地区	41	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131	
	42	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474	
				校庭	5,274	70	2.0	1,845	
				体育館	751	70	3.3	159	
	43	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146	
				園内	187,000	70	2.0	65,450	
	44	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114	
				校庭	21,292	70	2.0	7,452	
				体育館	1,415	70	3.3	300	
	45	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078	
				校庭	23,169	70	2.0	8,109	
				体育館	946	70	3.3	200	
	46	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000	
	47	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723	
	48	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428	
49	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016		
			校庭	21,300	70	2.0	7,455		
			体育館	2,065	70	3.3	438		
50	野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727		
			校庭	9,173	70	2.0	3,210		
			体育館	1,516	70	3.3	321		

現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧							頁 資 - 58	
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	52	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
	53	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
	54	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪 新町3-14	園内	2,600	70	2.0	910
	55	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
				校庭	11,621	70	2.0	4,067
				体育館	948	70	3.3	201
	56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
	57	野田市文化センター	野田市鶴奉5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
	58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
				校庭	7,849	70	2.0	2,747
				体育館	796	70	3.3	168
	59	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
				校庭	16,053	70	2.0	5,618
				体育館	1,426	70	3.3	302
60	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132	
			運動場	1,200	70	2.0	420	
61	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895	
			校庭	15,404	70	2.0	5,391	
			体育館	751	70	3.3	159	
62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865	
			校庭	8,549	70	2.0	2,992	
			体育館	608	70	3.3	128	

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	51	鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
	52	キッコーマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
	53	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪 新町3-14	園内	2,600	70	2.0	910
	54	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
				校庭	11,621	70	2.0	4,067
				体育館	948	70	3.3	201
	55	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
	56	野田市文化センター	野田市鶴奉5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
	57	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
				校庭	7,849	70	2.0	2,747
				体育館	796	70	3.3	168
	58	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
				校庭	16,053	70	2.0	5,618
				体育館	1,426	70	3.3	302
59	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132	
			運動場	1,200	70	2.0	420	
60	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895	
			校庭	15,404	70	2.0	5,391	
			体育館	751	70	3.3	159	
61	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865	
			校庭	8,549	70	2.0	2,992	
			体育館	608	70	3.3	128	



現 行								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧						頁 資 - 58、59		
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	63	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
				敷地	23,200	70	2.0	8,120
				体育館	986	70	3.3	209
	64	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
				校庭	21,727	70	2.0	7,604
				体育館	1,599	70	3.3	339
	65	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
				校庭	6,842	70	2.0	2,394
				体育館	765	70	3.3	162
	66	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
南部地区	67	野田市 南コミュニティセンタ ー	野田市山崎 2008 南出張所 (7125)7921 南コミュニティ会館 (7125)7991	建物	2,292	65	3.3	451
				駐車場	1,100	70	2.0	385
	68	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
				校庭	17,788	70	2.0	6,225
				体育館	1,006	70	3.3	213
	69	野田市立みずき小学校	野田市みずき 三丁目2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
				校庭	6,560	70	2.0	2,296
				体育館	1,458	70	3.3	309
	70	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
				校庭	433,951	70	2.0	151,882
				体育館	3,326	70	3.3	705

修 正 案								
修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの								
地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員	
	62	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
				敷地	23,200	70	2.0	8,120
				体育館	986	70	3.3	209
	63	野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
				校庭	21,727	70	2.0	7,604
				体育館	1,599	70	3.3	339
	64	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
				校庭	6,842	70	2.0	2,394
				体育館	765	70	3.3	162
	65	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
南部地区	66	野田市 南コミュニティセンタ ー	野田市山崎 2008 南出張所 (7125)7921 南コミュニティ会館 (7125)7991	建物	2,292	65	3.3	451
				駐車場	1,100	70	2.0	385
	67	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
				校庭	17,788	70	2.0	6,225
				体育館	1,006	70	3.3	213
	68	野田市立みずき小学校	野田市みずき 三丁目2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
				校庭	6,560	70	2.0	2,296
				体育館	1,458	70	3.3	309
	69	東京理科大学	野田市山崎 2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
				校庭	433,951	70	2.0	151,882
				体育館	3,326	70	3.3	705

現 行

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4 - 1 指定緊急避難場所一覧	頁 資 - 59
---	-------------

地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
福 田 地 区	71 野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
			校庭	7,431	70	2.0	2,600
			体育館	1,111	70	3.3	235
	72 野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
			校庭	15,344	70	2.0	5,370
			体育館	1,447	70	3.3	306
	73 野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
			体育館	1,166	70	3.3	247
			運動場	12,296	70	2.0	4,303
74 野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032	
		校庭	15,254	70	2.0	5,338	
		体育館	1,097	70	3.3	232	
75 野田市立福田第二小学校	野田市西三ツ尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520	
		校庭	10,027	70	2.0	3,509	
		体育館	493	70	3.3	104	

修 正 案

修正理由 地震・大規模事故対応の避難施設の見直しに伴うもの
----------------------------------

地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり 面積 (㎡)	収容 人員
福 田 地 区	70 野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
			校庭	7,431	70	2.0	2,600
			体育館	1,111	70	3.3	235
	71 野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
			校庭	15,344	70	2.0	5,370
			体育館	1,447	70	3.3	306
	72 野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
			体育館	1,166	70	3.3	247
			運動場	12,296	70	2.0	4,303
73 野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032	
		校庭	15,254	70	2.0	5,338	
		体育館	1,097	70	3.3	232	
74 野田市立福田第二小学校	野田市西三ツ尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520	
		校庭	10,027	70	2.0	3,509	
		体育館	493	70	3.3	104	

現 行				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧 ○指定避難所一覧〔洪水対応〕				頁 資 - 61
指定避難所一覧〔洪水対応〕				
大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、関宿三軒家、関宿台町	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143 - 4	04-7196-1400	全て
関宿元町、関宿内町	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150	04-7196-0113	2F 以上
関宿台町、関宿元町飛地、関宿江戸町飛地、西高野、東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーム(株)	野田市西高野 278-5	04-7196-1151	2F 以上
柏寺	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464	04-7196-0074	3F 以上
	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418	04-7196-0004	3F 以上
親野井	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620	04-7198-3685	2F 以上
親野井、平井、東宝珠花、次木、なみき一丁目～四丁目	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1	04-7198-2166	2F 以上
	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260 1	04-7198-5011	2F 以上
	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234 1	04-7198-4321	2F 以上
次木、なみき一丁目～四丁目	野田市いちいのホール(関宿支所)(関宿コミュニティ会館)	野田市東宝珠花 237-1	04-7198-1111 04-7198-1941	2F 以上
桐ヶ作、古布内	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 1	04-7198-0218	全て
	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640	04-7198-0204	全て
	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197	04-7198-2075	全て

修 正 案				
修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの				
指定避難所一覧〔洪水対応〕				
	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市立北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316 - 1	04-7121-0222	全て
11	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
12	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	全て
13	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
14	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
15	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
16	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-1677	全て
17	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
指定避難所一覧(要配慮者優先避難所)〔洪水対応〕				
	要配慮者優先避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	全て
2	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
3	野田市南コミュニティセンター(南出張所)(南コミュニティ会館)	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
4	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

現 行				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧 ○指定避難所一覧[洪水対応]				頁 資 - 61、62
岡田、丸井、木間ヶ瀬新田、木間ヶ瀬	野田市関宿総合公園(体育館)	野田市平井 401	04-7198-8500	2F 以上
	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935	04-7198-3171	2F 以上
	(株)U S S 東京	野田市中里 2144-1	04-7120-8000	3F 以上
木間ヶ瀬、船形、中里、長谷、小山、蕙打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目	野田市立川間小学校	野田市中里 934	04-7129-4003	全て
	野田市川間公民館	野田市中里 720	04-7129-4002	全て
	野田市立川間中学校	野田市中里 136-1	04-7129-4025	全て
	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F 以上
	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415	04-7129-8166	全て
	野田市立北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	野田市北コミュニティセンター(北出張所)(北コミュニティ会館)	野田市春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713	04-7125-4108	全て
	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700	04-7122-5269	全て
	野田市北部公民館	野田市谷津 384	04-7122-3429	全て
	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1	04-7122-2748	全て

修 正 案
修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの

現 行				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧 ○指定避難所一覧[洪水対応]				頁 資 - 62
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	全て
	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	千葉県立 野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
	野田市総合公園 (体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	全て
	千葉県立 清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	全て
	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	全て
山崎、山崎新町、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	全て
	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目 2-3	04-7121-4311	2F 以上
	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	野田市南コミュニティセンター (南出張所) (南コミュニティ会館)	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て	

修 正 案
修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの

現 行

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4 - 1 指定緊急避難場所一覧 ○指定避難所一覧 [ 洪水対応 ]	頁  資 - 63
--	-----------------

大字	指定避難所	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2	04-7138-1677	2F 以上
	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

修 正 案

修正理由 洪水対応の避難施設の見直しに伴うもの
----------------------------

現 行

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-3 飲料水確保量 ○飲料水確保量	頁 資 - 65
--	-------------

飲料水確保量

施 設 名		数 量
上花輪浄水場		7,200 m <sup>3</sup>
東金野井浄水場		5,900 m <sup>3</sup>
中根配水場		10,000 m <sup>3</sup>
木間ヶ瀬浄水場		4,953 m <sup>3</sup>
桐ヶ作配水場		1,260 m <sup>3</sup>
関宿台町浄水場（休止中）		588 m <sup>3</sup>
耐震性貯水槽	川間駅南中央公園	100 m <sup>3</sup>
	梅郷5号緑地	100 m <sup>3</sup>

修 正 案

修正理由 耐震性貯水槽の廃止に伴うもの
------------------------

飲料水確保量

施 設 名		数 量
上花輪浄水場		7,200 m <sup>3</sup>
東金野井浄水場		5,900 m <sup>3</sup>
中根配水場		10,000 m <sup>3</sup>
木間ヶ瀬浄水場		4,953 m <sup>3</sup>
桐ヶ作配水場		1,260 m <sup>3</sup>
関宿台町浄水場（休止中）		588 m <sup>3</sup>
削除	削除	削除
	削除	削除

現 行	
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-4 指定給水場 ○指定給水場	頁 資 - 6 6
指定給水場	
地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
関宿北部地区	関宿公民館
関宿中部地区	二川公民館
関宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 木間ヶ瀬浄水場 上花輪浄水場 桐ヶ作配水場 中根配水場 関宿台町浄水場  耐震性貯水槽の設置場所 ( 岩名二丁目 39 番地 川間駅南中央公園内 三ツ堀 988 番地の 38 梅郷 5 号緑地 )

修 正 案	
修正理由 耐震性貯水槽の廃止に伴うもの	
指定給水場	
地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
関宿北部地区	関宿公民館
関宿中部地区	二川公民館
関宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 木間ヶ瀬浄水場 上花輪浄水場 桐ヶ作配水場 中根配水場 関宿台町浄水場  削除



現 行

資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-6 ヘリコプター臨時離発着場 ○ヘリコプター臨時離発着場	頁 資 - 68
--	-------------

ヘリコプター臨時離発着場

離発着場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園 自由大広場	野田市清水字川 通地先	N 35° 57 44 E 139° 50 52	教育長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57 18 E 139° 52 29	市 長	15 × 15	
野田市文化セン ター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57 23 E 139° 52 22	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公 園	野田市岩名 2 丁 目 39	N 35° 58 24 E 139° 50 12	市 長	100 × 120	大
野田市立 閑宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01 28 E 139° 49 24	教育長	80 × 50	中
梅郷 4 号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56 22 E 139° 54 52	市 長	60 × 30	小

修 正 案

修正理由 ヘリコプター臨時離発着場の見直しに伴うもの
-------------------------------

ヘリコプター臨時離発着場

離発着場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園 自由大広場	野田市清水字川 通地先	N 35° 57 44 E 139° 50 52	教育長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57 18 E 139° 52 29	市 長	15 × 15	
野田市文化セン ター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57 23 E 139° 52 22	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公 園	野田市岩名 2 丁 目 39	N 35° 58 24 E 139° 50 12	市 長	100 × 120	大
野田市立 閑宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01 28 E 139° 49 24	教育長	80 × 50	中
削除	削除	削除	削除	削除	削除

## 台風19号への対応について

### 1. 降雨の状況 (10日22:00から12日23:00までの累積雨量)

- (1) 野田地域 213.5ミリメートル
- (2) 関宿地域 197.0ミリメートル

### 2. 最大瞬間風速 32.0 m/s (観測地: 我孫子市、観測日時: 12日22:07)

### 3. 人的被害 なし (台風15号: 1名右足骨折)

### 4. 建物被害 (罹災証明書等発行状況)

#### (1) 台風19号によるもの

- ・罹災証明書: 32件
- ・罹災届出証明書: 33件

#### (2) 台風15・19号によるもの

- ・罹災証明書: 16件
  - ・罹災届出証明書: 6件
- 参考 (台風15号)
- ・罹災証明書: 35件
  - ・罹災届出証明書: 29件

### 5. 道路被害

- (1) 道路冠水 21件 (うち通行止め12件)
- (2) 倒木など 57件
- (3) 電線・電話線の切断 7件

### 6. 避難所開設 50箇所 (延避難者数5,080人)

### 7. 避難勧告等

#### (1) 土砂災害警戒区域

- 12日11:04 発令 避難準備・高齢者等避難開始【レベル3】
- 16:30 発令 避難勧告【レベル4】
- 13日04:10 解除 避難勧告、避難準備・高齢者避難

#### (2) 洪水

- 13日02:20 発令 避難準備情報 (まめメール、HP, ツイッター)
- 03:00 発令 避難準備・高齢者等避難開始【レベル3】
- 03:40 発令 避難勧告【レベル4】
- 16:50 解除 避難勧告、避難準備・高齢者避難

# 令和元年台風19号における課題

分類	課題	集約した意見
避難・避難行動	避難行動	市民の早い段階における避難準備が必要。
		自主避難に関する周知不足。
	避難所等の確保	市民自らも避難先を確保することが必要。
		浸水してしまう避難所へ市民を誘導してしまった。
	要配慮者	新生児や人工呼吸器を装着した避難者は、デリケートな対応が求められるため、職員では対応に苦戦する。
		体が不自由な方では、3階への垂直避難は困難なため、事前に浸水しない避難所への誘導を行ったほうが良い。
		高齢者は早めに避難することが想定される。自主避難所も和室等が使用できる場所が良いと感じた。
		垂直避難しても2階、3階にトイレがない施設は避難所としないほうが良い。
		乳幼児を連れてきた方を受け入れるときは、ミルクなどのお湯を提供できる環境が必要。
		多目的トイレや洋式トイレがある施設を事前に周知した方が良い。
		日頃から援助する人を把握し、避難所でも付き添いしてもらおう方が良いと感じた。
		熱が上がった避難者がいた。対応策を事前に把握しておいた方が良いと感じた。
		急病人にはすぐに保健師を派遣すべき。
		薬は無くても、絆創膏や消毒液くらいはあっても良いのでは？
		要配慮者の受入れには、家族の介添えが必要である。
	ペットの受入れ	ペットの避難についてより周知した方が良い。
		ペット可能な避難所を確保した方が良い。
		ペットの受入れ場所として車中や屋外とあるが、台風などの場合はどちらも危険にさらされる。対応策を考えた方が良い。
		避難所に入れなかったため自宅に帰った方がいた。

# 令和元年台風19号における課題

分類	課題	集約した意見
応急活動体制	災害対策本部	災害対応に係る対応部署の職員の状況や、各部局の参集職員の状況により、避難所対応に充てる職員が変わることから、避難所を増やしていく中で、職員の配置等を地域防災計画どおりに進めることが困難な面もあった。
		災害対策本部の事務局がどこになるかよくわからなかった。
		防災安全課とコールセンターが同じ場所でなかったため、情報の共有ができていなかった。
		避難所の空き情報等は常にコールセンターも把握できるよう情報を提供すべき。
		庁内の危機管理を司る危機管理部等の継続的、機能的に活動できる組織を作った方がよい。
		長期になることを想定し、交代など体制作りを行った方がよい。
		無線機やその他機器の取扱いがあるため、防災安全課経験者を本部職員として参集させた方がよいのでは。
		今回の災害から学んだことを訓練した方がよい。
		体制作りにおいては、対応の長期化も見据え、職員の健康管理も行う必要がある。
		学校などの避難所に対し、同じ情報が時間差で複数の部署から入った。
情報伝達	防災行政無線の放送	防災行政無線の放送は必要に応じ、複数回放送する必要がある。
		施設によっては窓が開けられない等の利用条件もある。
		夜中であったため、放送で起き、途中からしか聞けなかった。
		雨や風もあり、全然聞こえなかった。
		まったく聞こえない。本当に流しているのか。
	ホームページやツイッター等の有効活用	ホームページの情報が古いままだった。
		報告を随時上げているので、その都度更新してほしい。
		アクセスが集中し、閲覧できなかった。
		避難情報や避難所開設時間など時刻表示がなかったため、時刻を記載し、時系列的な変化が分かった方がよい。
	消防団による巡回	消防車両による広報が聞こえなかった。
		どこに避難すれば良いかを明確に伝達してほしい。
		消防団員に対しても市の対応状況等の情報を伝達し、現状を把握してもらう必要がある。

# 令和元年台風19号における課題

分類	課題	集約した意見
避難所	施設管理職員との連絡体制	避難所施設を有効に活用するためには、施設職員が不可欠である。
		日頃から、避難所施設とは連携し、災害時には連絡が取れるようにすることが必要である。(連絡が取れない施設があった。)
	避難所同士の連絡体制の確保	近隣で避難所が開設され、情報共有ができれば、誘導等も行いやすい。
		状況が相互にわかるシステムがあれば、危険ななか避難所を転々とさせる危険が無くせる。
	情報取得手段	避難所では、河川の水位情報や警報の発令情報など、情報を提供する必要がある。
		避難所が置かれている地域の災害や避難所の受入れなどの情報。
	災害時用公衆電話	電話機が定位置になく、利用できなかった。
		災害時用公衆電話の場所が居住スペース(体育館)から離れており、利用が大変だった。
	避難所の施設整備	避難所において雨漏りが発生した場所が数カ所あった。
		体育館にトイレが無く、校舎までの導線が確保されていると良い。
		トイレ利用の際に、暴風雨の中校舎まで移動するのは危険と感じた。
		避難所のトイレは洋式の方が良い。
		窓ガラスが割れるのではと不安を感じた。ガムテープ等を貼って対応した。
		冷暖房(扇風機等)の整備があると良い。
		落ち葉がグレーチングに詰まり、水が流れず池になっている場所がある。台風前には清掃等を行っては。
	避難者カードの簡素化	避難者カードの記載内容が詳細過ぎて、説明にかなりの時間を要した。そのため、誘導係などの人員を配置できなかった。
		自主避難の際は、カード記載の対応が取れたが、避難勧告後は一斉に押し寄せたため、対応が取れなかった。
		高齢者の避難者が多く、カードの文字が小さかった。
		避難者の入退所の把握が複雑となる。
		避難者カードと退所カードを一体化することで対応しやすくなる。

# 令和元年台風19号における課題

分類	課題	集約した意見
避難所	避難所対応職員	施設管理者や避難所長などの施設を良く把握した職員を選定したほうが良い。現場の説明等もスムーズに行える。
		市民や施設管理者からいつも訓練で来ている職員ではないのかと不満に思われた。
		避難所内の設備、備品を把握するのに時間がかかってしまった。
		参集職員が女性3人だけになったこともあり、力仕事が出来ると男性がいると良いと感じた。
		女性のプライバシー保護の観点から女性職員がいると良いと感じた。
		地震の際に指定した職員を洪水時にも割り当てては。
		施設職員や施設の状況を把握した職員が対応した方が、施設の施錠、開錠等をスムーズに行える。
	備品の充実化	避難所運営マニュアルが入ったボックスに養生テープやハサミ、懐中電灯などの備品も入っていると良い。
		底冷えを軽減するため、マットや段ボールがあると良い。
		発電機やラジオもあると良い。
		毛布等が不足する場合に、不公平感が出ないか心配であった。
		2ℓペットボトルの保存水では、コップ等も必要になり、使い勝手が非常に悪い
		避難者は高齢者が多いため、老眼鏡があるとよい。
		避難所にも洪水ハザードマップや地震ハザードマップなどが配備されていると良い。
		職員用だと一目で判断できるようピブス等を用意するとよい。
	避難所の運営における改善案	立ち入り禁止の場所は事前に線引きしておくとうい。
		開錠方法や使用禁止スペースなど、施設毎に異なるため文書として残することで、スムーズな引継ぎが可能。
		避難所の入り口や車の停車位置等、場所がわかりにくい場合に、案内板(看板)等があると良い。
		職員の休憩室も必要と感じた。

## 令和元年台風19号における課題

分類	課題	集約した意見
避難所	職員への情報提供	避難所対応中に事前情報がなく、いきなり避難勧告が発令された。
		避難者からの問合せが多数あり、職員のスマホ等で情報を集め説明したが、正しい情報が不安だった。またスムーズな対応が困難である。
		途中経過も随時報告してほしい。
		テレビが無いとため、報道状況等も伝達があると良い。
		連絡の中継役である支部連絡所が機能すると良い。
職員の動員	参集、解除の際の詳細な連絡	職員に対し文字による、市の対応状況などを一斉に配信できるシステムの構築が必要。
		滞在時間も含めた職員の動員計画を作ってほしい。
		自宅待機で体制解除等の連絡がなかった。
	職員間の連絡体制 職員相互の通信手段	電話では時間がかかり過ぎる。部署毎にLINEグループを作り、一斉に情報伝達できると良い。
		各避難所に携帯電話等があると良い。体育館では固定電話等がないため。
		MCA無線機の電波が悪く、苦戦した。
		定時報告も複数箇所に分けた方が良い。40箇所を1回線で受信はあり得ない。
		居住スペースとMCA無線機の位置が離れていたため、通信に苦戦した。
		コールセンターに職員から電話が入った。避難所職員へは、本部へ直通の番号を教えた方が良い。
		無線設置場所に職員を1人配置したため、避難所対応が手薄となった。

# 令和元年度 第1回 野田市防災会議 席次表

## ステージ

野田市中央公民館 講堂  
令和2年2月27日(木)

説明台

野田市 水道事業管理者  
**斉藤委員**  
野田市副市長  
**今村委員**  
野田市長  
**鈴木会長**  
野田市教育長  
**佐藤委員**

関東地方整備局  
利根川上流河川事務所長  
**三橋委員**  
(代理: 國吉防災対策課長)  
関東地方整備局  
江戸川河川事務所長  
**中村委員**  
関東地方整備局  
千葉国道事務所長  
**坂井委員**  
農林水産省関東農政局  
千葉県拠点地方参事官  
**桑原委員**  
(代理: 森岡総括農政推進官)  
千葉県  
東葛飾地域振興事務所長  
**山下委員**  
千葉県  
東葛飾土木事務所長  
**相澤委員**  
千葉県  
野田警察署長  
**磯野委員**  
(代理: 岩崎警備課長)  
陸上自衛隊需品学校長  
**上田委員**  
(代理: 橋場防衛幹部)  
野田市  
自治会連合会常任理事  
**鷲尾委員**  
東日本電信電話㈱  
千葉事業部千葉西支店長  
**石渡委員**  
(代理: 村岡イノベーション部  
第3VCグループ長)  
東京電力パワーグリッド㈱  
東葛支社長  
**坂元委員**  
(代理: 岡本東葛支社長代理)  
東武鉄道㈱野田市駅長  
**久保庭委員**  
野田ガス㈱取締役社長  
**茂木委員**  
野田市  
小中学校長会代表  
**渡邊委員**  
一般社団法人  
野田市医師会代表  
**小張委員**

野田市建設局長  
**佐藤委員**  
野田市保健福祉部長  
**直井委員**  
野田市消防長  
**菅野委員**  
野田市消防団長  
**染谷委員**  
一般社団法人  
野田市歯科医師会代表  
**木澤委員**  
(代理: 長谷川代表代理)  
野田市薬剤師会代表  
**島田委員**  
野田市  
赤十字奉仕団委員長  
**秋山委員**  
千葉県トラック協会  
野田支部長  
**戸邊委員**  
野田市  
女性団体連絡協議代表  
**石原委員**  
野田市  
障がい者団体連絡会代表  
**小林委員**  
野田市いきいきクラブ連合会  
女性委員会副委員長  
**田村委員**  
野田市立  
東部保育所保護者会代表  
**吉田委員**  
公募委員  
**玉川委員**  
公募委員  
**増田委員**

市民生活部長  
防災安全課長  
防災安全課長補佐  
都市部長  
土木部長  
管理課長  
高齢者支援課長  
障がい者支援課長  
保育課長  
都市部  
防災安全課

随行者席

手荷物置場

出入口

傍聴席



野田市地域防災計画修正素案に対する意見書

所 属	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 防災対策課
-----	------------------------------

意見箇所	風 3 5
------	-------

(意見)

○風 - 3 5 以下資料のとおり修正願います。

【旧】

2. 洪水予報・水防警報

国(関東地方整備局)及び气象台(気象庁予報部)は、河川の水位を示した洪水予報を公表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を公表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位(m)

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.40
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.20	8.50

【新】

2. 洪水予報・水防警報

国(関東地方整備局)及び气象台(気象庁予報部)は、河川の水位を示した洪水予報を公表する。国(関東地方整備局)は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を公表し、県を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位(m)

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	<u>8.60</u>	<u>8.90</u>
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	<u>8.80</u>	<u>9.10</u>

○風 - 4 4 1. 避難勧告・指示等の発令について

<避難基準の目安>について、江戸川の西関宿水位観測所の水位は判断の目安とされていないということでしょうか。

現 行

風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 気象に関する情報の収集	頁 震 - 36
--	-------------

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県及び東葛飾土木事務所を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.40
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.20	8.50

修 正 案

修正理由 字句及び数値の修正
-------------------

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。国（関東地方整備局）は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.60	8.90
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.80	9.10

# 野田市国土強靱化地域計画

(案)

令和2年3月

野 田 市

# 目 次

## 基本計画編

### 第1章 総論

- 1 計画の策定趣旨
- 2 本市の地域特性
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の構成
- 5 地域防災計画との違い
- 6 地域を強靱化する上での目標

### 第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と脆弱性評価の結果

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- 2 脆弱性評価の結果

### 第3章 強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオにおける「施策」及び「推進方針」
  - 1) 被害の発生抑制により人命を保護する
  - 2) 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
  - 3) 必要不可欠な行政機能を確保する
  - 4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
  - 5) 経済活動を機能不全に陥らせない
  - 6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
  - 7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
  - 8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

- 1 対応施策の重点化
- 2 計画の進捗管理
- 3 不断の見直し（3か年実施計画毎に見直し）

ただし、必要な事項は適宜、追加、見直しすることができるものとする。

## アクションプラン編

### 【事前に備えるべき目標】

- 1．被害の発生抑制により人命を保護する
- 2．救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3．必要不可欠な行政機能を確保する
- 4．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5．経済活動を機能不全に陥らせない
- 6．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

# 基本計画編

---

# 第1章 総論

## 1 計画の策定趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

本市においても、震度5強の揺れを記録し、人的被害として死者1人、軽傷者5人、火災が1件、住家被害として全壊1棟、半壊6棟及び一部破損1,931棟であり、その他道路の亀裂や陥没等が96か所発生し、利根川・江戸川等の堤防も24か所において法面の崩れ等が確認された。

また、令和元年9月5日に発生した台風15号が関東地方に接近し、その勢力は観測史上最強クラスであり、9月9日には上陸し、千葉県を中心に大きな被害が発生した。

この台風により、千葉県内で送電塔2本と電柱84本が倒壊した他、推計約2,000本の電柱が損傷したことから、県内でも停電が発生し、水道の供給及び通信障害の復旧に多大な時間を要した。台風の進路が少しでも北側にずれていたなら、本市においても甚大な被害が発生した可能性がある。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害が多発しており、平成27年9月の関東・東北豪雨では、各地に浸水被害が発生する等、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、事前に防災・減災に係る施策を進め、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な野田市を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な行政機能や社会・経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「野田市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

## 2 本市の地域特性

### (1) 自然特性

#### ア 位置・面積

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置し、面積は103.55km<sup>2</sup>である。

#### イ 地形

本市は、南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地(自然堤防)が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地面となっている。

#### ウ 気象

気象は、我孫子地点で年間平均気温15.3(平成30年)であり、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約1,193.5mm(平成30年)であり、近年は、減少傾向にある。

### (2) 社会・経済特性

#### ア 人口

本市の人口は、令和元年12月1日現在154,451人で、世帯数は68,854世帯であり、平成24年の157,363人をピークに減少傾向となっている。

将来人口の推移は、令和2年以降は減少で推移し、令和22年には136,975人(平成22年から11.9%減少)になるものと推計されている。

また、高齢者(65歳以上)の人口は増加傾向を示しているが、将来推計では令和17年には減少に転じ、令和22年には49,153人になると見込まれている。(野田市人口ビジョンより)



## イ 交通

### (ア) 道路

基幹道路網は、南北約 20km と細長い地形を呈している野田市の都市構造を支える道路網として、南北軸として国道 16 号、主要地方道結城野田線、主要地方道松戸野田線、主要地方道我孫子関宿線、東西軸として主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道境杉戸線で構成される。

また、大規模災害が起きた場合における、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定められている。野田市内では、国道 16 号、主要地方道つくば野田線、主要地方道松戸野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和関宿線が指定されている。

### (イ) 鉄道

鉄道網は、東武野田線(のだせん)が、埼玉県さいたま市大宮区の大宮駅から千葉県柏市の柏駅を経て船橋市の船橋駅を結ぶ鉄道路線があり、平成26年4月1日より全線で「東武アーバンパークライン」(TOBU URBAN PARK Line)の路線愛称名が付けられている。しかしながら、東京都心から 30km 圏内にあり、人口 15 万人強を抱えるが、都心に直結する鉄道がなく、平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」として、東京 8 号線の延伸(押上～野田市)が位置付けられている。

## ウ 産業経済

近年、郊外型・沿道型の大型店の立地が進み、市街地内の商業地においては、店舗の老朽化や後継者問題、駐車場不足、交通アクセス問題、空き店舗の増加など、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況になっている。

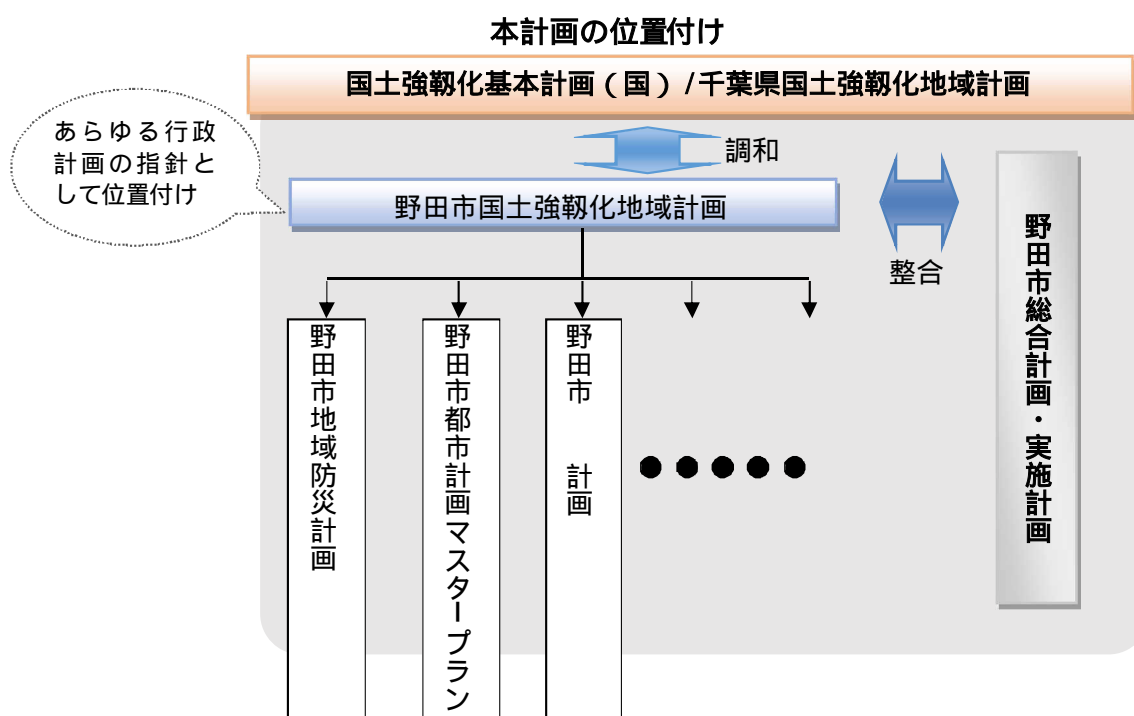
また、野田市の工業は、市の中心部に長い歴史と伝統を有する醤油醸造業や関連産業により発展し、現在も野田市駅周辺などにおいて、多くの工場が稼働している。また、国道 16 号が市の中心を通り、交通の利便性が高いことから、金属・機械を中心とした 6 か所の工業団地が立地し、市の活力を支えている。

さらに、農地は、その大部分が関宿地域の河川沿いと野田地域の国道 16 号の東側や南部地区の今上周辺に分布しており、台地部分では、ほうれん草や枝豆、キャベツなどの野菜類の作付けが行われ、低地部では、水稻を中心とした作付けにより農業が営まれている。

### 3 計画の位置付け

国の国土強靱化地域計画策定ガイドラインによれば、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化における市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有することとされている。

本計画も、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、野田市総合計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付ける。



### 4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策</li> <li>・ 対応方策の重点化</li> </ul>
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容及び数値目標等</li> </ul>

野田市総合計画・実施計画と整合を図るため、アクションプラン編の計画期間は令和元年4月1日から令和4年3月31日までの3か年とする。

ただし、必要な事項は適宜、追加、見直しすることができるものとする。

## 5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画では、様々な災害やあらゆるリスクを見据えた計画とする。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、発災前（平常時）に実施すべき取組を整理・具現化する。

さらに、国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の重点化	重点化を行う	

## 6 地域を強靱化する上での目標

地域強靱化を推進していく上で、目標を明確にすることが重要である。

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

### 【基本目標】:

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られること
  - (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - (4) 迅速な復旧復興



### 【事前に備えるべき目標】:

- (1) 被害の発生抑制により人命を保護する
- (2) 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 第2章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

### の 設定と脆弱性評価の結果

#### 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		2-2	【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
		2-3	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

		5-3	【食料】食料等の安定供給の停滞
<b>事前に備えるべき目標</b>		<b>起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）</b>	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	【汚水処理】汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	【労働力】労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 2 脆弱性評価の結果

野田市地域防災計画を参考としながら、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、国土強靱化に資する施策について整理し、脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価の結果は、下表のとおりである。

### 事前に備えるべき目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態

- 1-1【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
- 1-3【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

対象の事 態	回避に向けた評価結果
1-1,1-2	市内には密集住宅地があるため、道路や公園の整備により、避難路の確保、火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、都市構造全体の防災性を高めていくまちづくりを推進することが緊急かつ重要な課題である。
1-1	切迫性が指摘されている地震から市民の生命及び財産を守るため、野田市耐震改修促進計画に基づき、住宅やブロック塀について、耐震診断やブロック塀撤去、耐震補強工事等を行う市民等を引き続き支援するなど、住宅その他建築物の耐震化を促進する必要がある。
1-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的な改修により維持管理を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を図る必要がある。 また、学校等施設の長寿命化を図るため、計画的な建替えや保全改修を行うとともに、施設環境・機能を改善するための整備を行う必要がある。 特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい(ユニバーサルデザイン)」多機能トイレへの改修等を行う。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る必要がある。
1-1,1-3	浸水想定区域や地震の揺れの大きさの分布を事前に市民等へ周知することで、市民等の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立など、被害の軽減に極めて有効であることから、引き続き周知に努めていく必要がある。
1-1～1-3	災害時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、情報を市民等に伝える体制とその情報の正確性、確実性を絶えず向上していく必要

	がある。また、消防力を確保し、常に市民ニーズの把握に努める必要がある。
1-1～1-3	発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが重要であり、隣近所での助け合いの精神を基本に、市、市民、自治会等が協力し、要配慮者等も含めた避難援助体制を推進する必要がある。
1-1	緊急車両や救援物資運搬車両が通行するための幹線道路を整備し、橋 <sup>りょう</sup> 、トンネルなどの重要道路施設を適正に維持管理していくことが重要である。
1-1,1-2	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
1-1	大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。
1-1	鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るとともに、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、連続立体交差事業の整備を促進する。
1-1	駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時には、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要であるとともに、自由通路や駅前広場へと接続する歩行者通路を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線確保する。
1-3	3方に一級河川が流れているため、河川氾濫や内水被害等による洪水浸水被害に対して、河川や水路、雨水幹線及びポンプ場の整備と併せて、雨水流出抑制対策や農地、緑地などによる保水能力の維持向上策について、十分な対応措置を講ずる必要がある。
1-3	洪水被害等の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関と連携して、速やかに水防活動を実施することが重要である。
1-1～1-3	避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市、市民、自治会及び学校など関係機関は、連携して訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。
1-1～1-3	不特定多数の人が集まる施設の倒壊を防ぐため、施設の耐震化及び老朽化対策、文化財所有者への耐震化の支援を実施する必要がある。さらに、避難所となる施設のバリアフリー化を図る。加えて、文化財所有者への防火対策等の支援及び全市民に対し、講座等を通じた防災教育を実施する必要がある。
1-1,1-3	既存の造成宅地について予防対策を進めるため、変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に関する理解を深めるとともに、危険箇所の滑動崩落調査を実施する必要がある。



**事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

- 起きてはならない最悪の事態
- 2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
  - 2-2 【救助・救急】自衛隊、警察及び消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
  - 2-3 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
  - 2-4 【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
2-1	災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、関係課及び関係団体で構成する連絡会を設置している。今後は、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を強化することが必要である。
2-1,2-3	小中学校及び幼稚園の敷地内には、数多くの樹木が植栽されているが、中には枝ぶりが大きくなり過ぎて民地や道路に越境し通行に支障を与えているものがある。また、校舎や電線等よりも高い樹木もあることから、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的な伐採等を図る必要がある。
2-1	物資や燃料を運搬する車両が通行するための幹線道路を整備し、橋 梁、トンネルなどの道路施設を適正に維持管理していくことが重要である。
2-1	鉄道の高架下などを活用し、防災物品を備蓄しておき、災害に備える。
2-2	救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置等が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する必要がある。
2-2	高齢化社会への推移及び多様化する自然災害による消防需要増大に対応するため、消防活動体制を強化する必要がある。
2-2	消防・救急無線のデジタル化、映像情報システム（ドローン等）の有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制を強化する必要がある。
2-2	災害活動を継続するためエネルギーの供給を確保する必要がある。
2-3	災害発生時の医療救護活動を迅速かつ適切に実施できるよう、医療関係団体等の協力体制を充実することが重要である。

2-3	災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、野田市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討する必要がある。
2-4	災害時には、し尿や廃棄物の処理機能が低下する。トイレ対策やごみ処分のマナー向上を図るとともに、収集車両や必要な機材を確保するため、千葉県・他市町村との相互応援協定や業者・団体等との協力関係を充実する必要がある。

### 事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態

3-1 【警察機能】被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
3-1	被災等による治安の悪化を防ぐためには、市民一人一人が防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組を実践していくことが重要である。
3-1	停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策 が必要である。
3-1	児童生徒及び園児の安全を確保するため、小中学校及び幼稚園に防犯カメラシステムを設置する。
3-2	災害時に、職員の全員が参集できない状況であっても必要な業務や活動を行えるよう、職員は平時から市民感覚と危機管理意識を養い、災害対応も含めた実践能力の維持・向上に努める必要がある。
3-2	災害により施設等に大きな被害が発生した場合でも、迅速な復旧・復興ができるよう安定的な財政運営を行うとともに、代替施設の想定計画を作成し、準備しておく必要がある。
3-2	市有施設の耐震化や浸水対策を進めるとともに、災害時に避難所などの拠点となる施設では、特に日常的な点検と計画的な改修を行う必要がある。
3-2	行政機関の施設等の被災による機能を大幅に低下させないため、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策を実施するとともに、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等による停電時の電源を確保する必要がある。
3-3	行政機能の確保に支障を来す、デジタルデータ等の損失を防ぐことが必要である。

## 事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

### 起きてはならない最悪の事態

- 4-1 【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
4-1	防災用 MCA 無線を配備するとともに、停電と <sup>ふくそう</sup> 輻輳に強い特設公衆電話を配備する必要がある。
4-1	発災後、必要な情報を確実に伝達するため、防災行政無線や安心安全メールはもとより、消防団による巡回広報など多数の伝達手段を確保し、随時正確な情報を発信する必要がある。
4-1, 4-3	災害時にも情報の共有・提供ができるよう、あらかじめ、市民や自治会等との情報伝達に関する連携・協力体制を充実するとともに、要配慮者が利用する施設に対する情報伝達について万全を期する必要がある。
4-2	住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援が必要である。
4-3	災害時における市ホームページへの集中アクセスによる閲覧障害に備える。
4-3	火災、水害等による大規模災害が予想される地域に対し防災行政無線を始めとする情報伝達手段を運用するとともに、広報車（消防団等）を派遣し直接危険を伝達する必要がある。
4-3	災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる小中学校等に W i-Fi を整備し、災害・防災等の情報をはじめ、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する必要がある。

## 事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

5-1 【供給連鎖】 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

5-2 【エネルギー】 エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-3 【食料】 食料等の安定供給の停滞

対象の事 態	回避に向けた評価結果
5-1	民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する必要がある。
5-1～5-3	小中学校及び幼稚園の敷地内には、数多くの樹木が植栽されているが、中には枝ぶりが大きくなり過ぎて民地や道路に越境し通行に支障を与えているものがある。また、校舎や電線等よりも高い樹木もあることから、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的な伐採等を図る必要がある。
5-2	再生可能エネルギーと蓄電設備の組合せや非常電源の導入等を積極的に検討し、電気などのエネルギー供給の途絶時にも、行政機能及び避難体制への影響を最小限に抑える必要がある。
5-2	災害時に迅速かつ円滑に石油類燃料の供給協力が得られるよう、野田市災害時受援計画に基づき、実効性の強化を図る。
5-2	エネルギー供給の途絶による、社会経済活動への影響を可能な限り小さくするため、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等による停電時の電源を確保する必要がある。
5-3	ライフラインの途絶による被害を抑え、市民の安全を確保するため、物資の供給等に関し民間団体等とあらかじめ協定を締結するとともに、自治会や市民団体等との連携・協力体制を構築する必要がある。また、救援物資の受入れ、仕分け、配送を迅速に行い、必要な場所に必要な物資を供給できるような、連絡・運搬体制を整備する必要がある。
5-3	延焼遮断帯、避難経路の確保、分断された鉄道や道路の解消を図るため、都市計画道路や幹線道路等の整備を進める必要がある。
5-3	物流ルートを実際に確保するため、道路・橋梁 <sup>りょう</sup> 等の輸送基盤の整備を着実に進めるとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開 <sup>けいかい</sup> については、関係機関と十分に連携・協力する必要がある。
5-3	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
5-3	駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要であるとともに、自由通

	路や駅前広場へと接続する歩行者通路を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保する。
5-3	農業生産に係る幹線輸送路を確保するため、農道橋の保全計画を策定し、適切な維持管理を行い、また生産基盤確保のため、優良な農地の保全に努める必要がある。
5-3	災害時の食料を安定供給するため、災害に強い産地の基幹施設等の整備、農業用機械の増強や、家畜の防疫対策に努める必要がある。
5-3	道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、災害時には、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、整備を推進していく必要がある。また、「地域防災計画」の中に避難場所や防災拠点などとして位置付けることで、防災機能の向上を図る必要がある。

**事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

起きてはならない最悪の事態

- 6-1 【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
- 6-2 【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止
- 6-3 【污水处理】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
- 6-4 【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態
- 6-5 【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
6-1	災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等において、電線類の無電柱化を進める必要がある。
6-1	ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う必要がある。
6-2	上水道の供給停止や下水道の使用停止を想定し、平時からの備蓄について市民への啓発を継続的に実施するとともに避難所等への配布・配備体制の充実を図る必要がある。また、代替施設の把握について検討する必要がある。
6-2	大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、北千葉広域水道企業団からの送水管の二系統化を促進するとともに、浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める必要がある。
6-2	北千葉広域水道企業団、市及びライフライン事業者により、電気、ガス、上下水道などのライフライン施設の強化を図るとともに、被災した場合には、市及び関係機関においてそれぞれの活動体制を確立した上で相互に連携・協力し、各施設の応急対策や市民への対応等を迅速に実施する必要がある。
6-2	下水道施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて、下水道事業業務継続計画の見直しを行う必要がある。また、千葉県及び流域下水道関連市と合同下水道事業業務継続計画合同訓練を実施する必要がある
6-3	災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、下水道の供用開始区域内に位置する避難所若しくは、その周辺にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する必要がある。また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場についても計画的に改

	築を行う必要がある。さらに、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併処理浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正管理の啓発を行う必要がある。
6-4	延焼遮断帯、避難経路の確保、分断された鉄道や道路の解消を図るため、都市計画道路や幹線道路等の整備を進める必要がある。また、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送道路や避難路を含む国道・県道の整備や連続立体交差事業を促進する。
6-4	緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋 <sup>りょう</sup> やトンネルなど重要道路（1級市道、2級市道、国道及び県道）施設について、適正な維持修繕に努める必要がある。
6-4	災害時には、様々な交通の混乱等の発生が予測されるため、道路管理者、警察署、民間団体等が連携・協力し、交通秩序の維持等について万全を期す必要がある。
6-4	停電時による道路横断歩行者の安全確保のため、横断歩道橋の整備及び既存横断歩道橋の長寿命化を進める必要がある。
6-5	消防団等によるパトロールを実施する必要がある。
6-5	災害等での損傷箇所の早期復旧を要請する必要がある。
6-5	農業水利施設の損壊等による被害防止のため、耐震化等施設の健全化対策推進する必要がある。



## 事前に備えるべき目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- 7-1 【地震～火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2 【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の崩壊等に伴う陥没による交通麻痺
- 7-3 【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
7-1	空家登録制度を実施し、空家の有効活用を促進するとともに、空家等対策計画を策定し、計画に基づき空家活用に関する各種施策を実施していく必要がある。
7-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る必要がある。
7-1	重大な消防法令違反対象物に対する違反是正達成率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す必要がある。
7-1	災害時の被害を軽減するため、延焼遮断帯、緊急車両の進入路・避難路として機能する都市計画道路等の街路整備を推進する必要がある。
7-1	大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の火災予防・被害低減のため改善整備について取り組む必要がある。
7-1	各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を図る必要がある。
7-1	避難ルートの確保のため、橋梁・トンネルなどの重要道路施設の定期点検を確実に行うとともに、維持修繕を適正に行なうことが必要である。
7-1	被害の拡大を防止するため、災害の初期に常備及び非常備消防の車両、人員を十分に投入し鎮圧させる必要がある。
7-2	建築物の耐震化や道路啓開、交通規制の体制の整備、応急危険度判定活動が迅速にできる体制を整備する必要がある。
7-2	下水道施設の強化（液状化対策）を図る必要がある。
7-3	事業所における危険物・有害物質等の管理指導を徹底し、流出等の未然防止対策や事故防止対策を求め、事業所や市民の危険物等への知識と意識を高める必要がある。

**事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

起きてはならない最悪の事態

- 8-1 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 【浸水】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 【基盤】 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 【労働力】 労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

対象の 事 態	回避に向けた評価結果
8-1	野田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理体制の整備を進める必要がある。
8-1	計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、人的支援の受入れ体制の整備を進める必要がある。
8-1	速やかに災害廃棄物の処理を行えるよう、千葉県・近隣市町等との連絡を密に行い、当該廃棄物発生量の把握、処理計画の立案、実施体制の確保に努め、廃棄物処理に万全を期する必要がある。
8-1	がれきを適正、円滑に処理するとともに、最終処分量の削減を図るため、関係機関との連携により、仮置場の適正配置及び計画的な管理、搬入・搬出を通じて、分別を徹底し、できる限り再利用する必要がある。
8-2	河川・水路・雨水幹線の整備はもとより、洪水調節機能の向上や水防活動の強化など、総合的な水害対策を、市と市民が協力し実施していく必要がある。
8-3	道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、速やかな復旧・復興活動が行われるような基盤を構築していくことが重要である。また、災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレ整備を進めて行く必要がある。
8-3	住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、県と連携・協力しながら、「応急的な住宅の確保」及び「公的住宅の供給」を実施しつつ、自力による復旧・復興を基本とし、必要に応じた支援体制を整える必要がある。
8-3	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れることがないように、行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策を実施する必要がある。
8-4	市内産業の活性化により、雇用の促進を図るとともに、企業との災害協定の充実を図り、災害時にも労働力を確保することが、復旧・復興には必要不可欠である。

8-4	災害時において、市の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠である。このため、ボランティアの能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行えるよう受入れや派遣の体制整備に努める必要がある。
8-4	自主防災組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る必要がある。

P17 4-1 「輻輳<sup>ふくそう</sup>」とは、四方から寄り集まること。物が一所にこみあうこと。また、そのさま。

(出典：日本国語大辞典 第二版 発行所：株式会社 小学館)

P18 5-3 「啓開<sup>けいかい</sup>」とは、ひらくこと。特に、軍隊などで、水路、陸路の障害物、危険物などを取り除いて進行できるようにすること。

(出典：日本国語大辞典 第二版 発行所 株式会社 小学館)

## 第3章 強靱化の推進方針

### 1 リスクシナリオにおける「施策」及び「推進方針」

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、「施策」の推進方針を取りまとめた。

#### 【事前に備えるべき目標1 被害の発生抑制により人命を保護する】

1-1 【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### 《施策》 建築物の耐震・安全化

###### 推進方針

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和56年以5月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進する。大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る。また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進める。

千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業

ブロック塀等改修促進事業

##### 《施策》 地域の安全確保

###### 推進方針

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保する。

##### 《施策》 学校・事業者等の防災対策

###### 推進方針

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を動きかける。

##### 《施策》 地域における災害対応力の向上

###### 推進方針

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築する。

##### 《施策》 要配慮者等への支援

###### 推進方針

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

## 《施策》 防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施

### 推進方針

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。

## 《施策》 密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）

### 推進方針

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、狭あい道路の解消など安全な避難路となる都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う上地区画整理事業及び市街地再開発事業を推進する。

また、従来から住環境の整備が進まない密集市街地において、狭あい道路拡充整備の促進や下水道整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を進める。

野田市駅西土地地区画整理事業

野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）

梅郷駅西土地地区画整理事業

都市再生区画整理事業の推進

狭あい道路整備等促進事業（土地地区画整理事業未施行地区）の推進

## 《施策》 無電柱化の推進

### 推進方針

大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。

野田市駅西土地地区画整理事業【再掲】

野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）【再掲】

## 《施策》 幹線道路等の整備

### 推進方針

地域住民の避難経路や緊急車両の通行空間を確保し、火災の延焼遮断帯として機能させるため、幹線道路等の整備を推進する。

都市計画道路堤台柳沢線

都市計画道路中野台中野線

## 《施策》 橋梁等道路施設の維持修繕

### 推進方針

橋梁<sup>りょう</sup>やトンネルなどの道路施設は、大規模災害によりその機能が損なわれないよう定期点検を確実に実施するとともに、修繕<sup>りょう</sup>計画に基づいて効率的な維持管理を行なう。

## 《施策》 緊急輸送道路等の整備促進

### 推進方針

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主

要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和関宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望する。

都市計画道路中野台鶴奉線（主要地方道つくば野田線）の整備

都市計画道路東宝珠花柏寺線（主要地方道結城野田線）の整備

都市計画道路清水上花輪線（主要地方道結城野田線）の整備

都市計画道路今上木野崎線（一般県道川藤野田線の延伸）の整備

都市計画道路尾崎中里線（一般県道川間停車場線）の整備

愛宕駅周辺の主要地方道つくば野田線の整備

県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備

野田橋の架け替えを含む浦和野田線（主要地方道越谷野田線）の4車線化並びに

芽吹大橋の架け替えを含む主要地方道つくば野田線の4車線化

主要地方道結城野田線の整備

主要地方道我孫子関宿線の整備

主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備

東西に連絡する道路の整備

都市計画道路野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線（主要地方道野田牛久線）の整備

#### 《施策》 連続立体交差事業の整備促進

推進方針

鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るとともに、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、連続立体交差事業の整備を促進する。

東武野田線

#### 《施策》 防災拠点の強化（交通結節点の改善）

推進方針

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

また、自由通路や駅前広場へ接続する歩行者通路等を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保する。

愛宕駅西口駅前広場の整備

愛宕駅東口駅前広場の完成形整備

歩行者ネットワークの整備

野田市駅西土地区画整理事業【再掲】

野田市駅西土地区画整理事業（駅前広場）【再掲】

#### 《施策》 公共施設の耐震化・計画的保全等

## 推進方針

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進する。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい(ユニバーサルデザイン)」多機能トイレへの改修等を行う。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る。

### ○千葉県地域住宅等整備計画事業

#### 取組項目<公共施設及び学校施設>

大規模改修及び長寿命化改修、 屋上防水・屋根改修、 外壁改修(サッシュ改修を含む) トイレ改修整備(洋式化・全面改修・外トイレ改修) 給食室のエアコン設置整備、 体育館のエアコン設置整備、 教室等のエアコン計画更新、 空調設備計画更新、 電気設備計画更新、 給排水設備計画更新、 公共下水道の接続整備(既存浄化槽の解体撤去含む) 高架水槽改修(耐震性の強化のため、地上型設置に変更) プールの全面改修、 樹木伐採(高木や強風等で倒木の恐れがある樹木)

樹木伐採整備後の中低木の植栽 危険な遊具の撤去及び新たな設置、 学校施設の避難所としての機能強化、 ユニバーサルデザインの導入、 省エネルギー化の推進(省エネ機器の導入・照明のLED化・手洗い等の自動水洗化) 施設のバリアフリー化に伴い、垂直移動ができるようにエレベーターの設置、 適切な学校給食運営(衛生管理を含め)ができるよう、自校式給食棟の建替え

## 《施策》 宅地の滑動崩落対策

### 推進方針

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行う。

## 1-2 【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

### 《施策》 建物の出火防止

#### 推進方針

住宅、事業所等からの出火を防止するため 防火指導を更に強化するほか、消防法に基づき所要の措置を行う。

### 《施策》 情報収集及び情報伝達体制の整備・強化

#### 推進方針

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備する。

### 《施策》 初期消火体制の確保

#### 推進方針

どのような状況下においても、仮に大規模地震発生直後の水道（消火栓）が使用できない状況においても、また消防隊が直ちに現場に到着できない状況においても、火災が小規模のうちに消火できる体制を確保する。

### 《施策》 救助体制の整備・強化

#### 推進方針

地震及び地震による火災から人命を救出するため救助隊の出動体制を整備・強化する。

### 《施策》 防火・準防火地域への適合

#### 推進方針

市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

### 《施策》 密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

## 1-3 【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### 《施策》 相互応援体制の整備・強化

#### 推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により、避難者を収容しきれないような状況及び大規模地震の際の余震等、過酷な環境下に耐えられない市民等が市域外の安全な場所に一時的に避難できる体制を整備する。

### 《施策》 浸水対策の推進

#### 推進方針

浸水被害を軽減するため、3方に流れる1級河川の堤防強化対策を国に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図る。また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発する。

○冠水・浸水対策事業

### 《施策》 農業用施設の維持管理

#### 推進方針

野田市および土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全および浸水被害軽減に努める。

### 《施策》 水難救助体制の整備・強化

#### 推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備する。

### 《施策》 宅地の滑動崩落対策【1-1 再掲】



**【事前に備えるべき目標2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する】**

**2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶**

**《施策》 物資等の補給体制の確保**

#### 推進方針

市民及び事業者の責務として3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保する。

#### 《施策》 物資等の供給に対する阻害要因の除去

##### 推進方針

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行う。

#### 《施策》 幹線道路等の整備【1-1 再掲】

#### 《施策》 橋梁<sup>りょう</sup>等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

#### 《施策》 連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】

#### 《施策》 緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

### 2-2 【救助・救急】 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### 《施策》 救助・救急能力の確保

##### 推進方針

消防本部庁舎等の安全性を継続して確保するとともに、救助・救急隊員の養成、車両の増台により救助・救急能力の確保を図る。また、市民及び市内業者の協力を得て、重機及びオペレーターの確保に努める。

### 2-3 【医療】 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 《施策》 医療救護体制の確保

##### 推進方針

住宅等の耐震化及び身を守る行動（シェイクアウト）の習性化により、負傷者の発生を限定する。

#### 《施策》 物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

### 2-4 【衛生管理】 被災地における疫病・感染症等の大量発生

#### 《施策》 衛生環境の悪化防止

##### 推進方針

災害時のトイレ状態の悪化防止を重視して、備蓄を行うとともに、災害発生時には清潔な水を可能な限り確保して衛生環境の悪化を防止する。



**【事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能を確保する】**

3-1 【警察機能】被災による司法機能及び警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

**《施策》地域防災力等による治安の維持**

推進方針

災害時も機能する監視システムの構築を目指すとともに、地域の組織力により継続的に治安の悪化を防止する。

3-2 【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**《施策》悪条件下における災害対策本部運営体制の整備**

推進方針

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備する。

**《施策》行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保**

推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

**【事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する】**

**4-1 【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止**

**《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化**

**推進方針**

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努める。

**4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態**

**《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化**

**推進方針**

県関係機関との連絡体制を確保するとともに、防災行政無線放送、消防団、広報車等による情報伝達体制を維持する。

**4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**

**《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化**

**推進方針**

防災行政無線などの通信設備の整備に努めるとともに、それら通信の運用体制の充実を図る。

**《施策》避難所の通信環境の整備**

**推進方針**

災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる小中学校等にW-Fiを整備し、災害・防災等の情報をはじめ、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。

## 【事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない】

### 5-1 【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### 《施策》 企業の災害対処能力の向上

##### 推進方針

企業の災害対処能力の向上のためのBCP作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

BCPとは、業務継続計画（Business Continuity Plan）。災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画

#### 《施策》 物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1再掲】

### 5-2 【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### 《施策》 企業及び家庭の災害対処能力の向上

##### 推進方針

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にする。

#### 《施策》 非常用電源の確保

##### 推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

#### 《施策》 物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1再掲】

#### 《施策》 行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保【3-2再掲】

### 5-3 【食料】食料等の安定供給の停滞

#### 《施策》 食料等の確保及び供給体制の整備

##### 推進方針

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行う。また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与する。

#### 《施策》 幹線道路等の維持修繕

##### 推進方針

物流ルートを確実に確保するため、道路・道路附属物等の輸送基盤の整備を着実に進める。

- 修繕計画事業（舗装）
- 修繕計画事業（法面）

○修繕計画事業（道路附属物）

**《施策》 農地の保全**

推進方針

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域資源の適切な保全管理を推進する。

**《施策》 農業施設などの整備増強、防疫対策**

推進方針

災害時の食料を安定供給するため、災害に強い産地の基幹施設等の整備、農業用機械の増強や、家畜の防疫対策を推進する。

**《施策》 防災機能の向上**

道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、防災設備を兼ね備えた施設の整備を進めていくことで、防災機能の向上を図る。

多くの人が食料や情報を求め「道の駅」に避難することが想定される

自衛隊、レスキュー隊などの活動拠点になり得る

**《施策》 幹線道路等の整備【1-1 再掲】**

**《施策》 橋梁<sup>りょう</sup>等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】**

**《施策》 密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】**

**《施策》 防災拠点の強化（交通結節点の改善）【1-1 再掲】**

**《施策》 物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】**

**《施策》 緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】**

**《施策》 農業用施設の維持管理【1-3 再掲】**

**【事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】**

**6-1 【エネルギー】 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止**

**《施策》 燃料の継続的確保**

推進方針

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備する。

**《施策》 無電柱化の推進【1-1 再掲】**

**6-2 【上下水道】 上下水道の長期間にわたる供給停止**

**《施策》 上下水道の機能維持**

推進方針

被災時の点検・復旧は、飲料水・生活水の入手先の多様化を図り、上水道の復旧を優先的に進める。下水道施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて、下水道事業業務継続計画の見直しを行う必要がある。

また、千葉県及び流域下水道関連市と合同下水道事業業務継続計画合同訓練を実施する必要がある。

**6-3 【污水处理】 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止**

**《施策》 污水处理機能の確保**

推進方針

処理施設の機能維持及び確保に努めるとともに、污水处理の強化にも努める。

○公共下水道の推進事業

**6-4 【交通インフラ】 地域交通ネットワークが分断する事態**

**《施策》 交通インフラの整備**

推進方針

災害発生時障害となる事象を務めて排除し、特に都市計画道路や幹線道路等の確保を図る。

**《施策》 密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】**

**《施策》 幹線道路等の整備【1-1 再掲】**

**《施策》 橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】**

**《施策》 緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】**

**《施策》 連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】**

**6-5 【堤防・水門・樋管等】 防災インフラの長期間にわたる機能不全**



**《施策》 堤防機能の維持強化**

推進方針

堤防改修の要望を継続するとともに、堤防の継続的な点検により異常箇所の早期発見に努める。

**《施策》 農業用施設の維持管理【1-3 再掲】**

**【事前に備えるべき目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない】**

**7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生**

**《施策》 初期消火体制の充実強化**

**推進方針**

災害時においても消防隊及び救助隊が迅速に火災現場に到着できる体制を整備するとともに、火災発生原因を限定し、防火対策の指導を更に強化し地域防災力の向上を図る。

**《施策》 密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】**

**《施策》 公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】**

**7-2 【倒壊～交通麻痺】 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺**

**《施策》 幹線道路等の整備【1-1 再掲】**

**《施策》 橋梁<sup>りょう</sup>等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】**

**《施策》 上下水道の機能保持【6-2 再掲】**

**《施策》 緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】**

**7-3 【有害物質】 有害物質の大規模拡散・流出**

**《施策》 有害物質等の確実な管理及び指導**

**推進方針**

有害物質の把握及び危険物等の安全対策を確実に行う。

**【事前に備えるべき目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する】**

**8-1 【災害廃棄物】 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態**

**《施策》 災害廃棄物の処理体制の整備**

推進方針

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する。

**8-2 【浸水】 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態**

**《施策》 浸水による被害の限定**

推進方針

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備する。

**8-3 【基盤】 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**《施策》 強固な基盤インフラ整備**

推進方針

道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施する。また、災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレ整備を進めて行く。

**《施策》 公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】**

**8-4 【労働力】 労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**《施策》 防災連携体制の確立**

推進方針

自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る。

**《施策》 農業施設などの整備増強**

推進方針

災害に強い産地の基幹施設等の整備や、農業用機械の増強を行い、災害後の市内産業における雇用推進を図る。

## 第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

### 1 対応方策の重点化

#### (1) 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。

#### 選定に係る3つの視点

市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業  
 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業  
 リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

#### (2) 重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		野田市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	被害の発生抑制により人命を保護する	【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶
		【救助・救急】自衛隊、警察及び消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による災害活動の停止
3	必要不可欠な行政機能を確保する	【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動を機能不全に陥らせない	【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

		【食料】食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 【污水处理】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態 【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	【地震・火災】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

## 2 計画の進捗管理

### (1) 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

### (2) 計画の見直し

本計画は、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置付けられていることから、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には本計画との整合性を図る。但し、野田市総合計画実施計画の改定をもって「アクションプラン編」の年次計画の事業内容を改定したものとする。

また、本計画は、社会状況の変化や(1)の進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、改めて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応施策について明らかにする。

# アクションプラン編

令和元年度～令和3年度

## 事前に備えるべき目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する

### (公共施設の耐震化・計画的保全等)

公共施設の耐震化(各所管課)総計3-1、4-1、4-2、地防5-1、5-3

震災時に応急活動拠点となる建築物等はおおむね耐震化が完了しており、引き続き市有建築物の耐震化を図っていく。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共施設の耐震診断	福田体育館 関宿中央公民館 谷吉会館	鈴木貫太郎記念館 中根地域福祉センター 勤労青少年ホーム	選定・実施
公共施設の耐震化	中央公民館構造補強	診断結果により選定・実施	同左

公共施設の計画的保全(各所管課)総計3-1、4-1、4-2 地防5-1、5-3

利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修等の整備を計画的に行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校施設の整備	小中学校施設改修 (防水、トイレ改修等) 小中学校立木伐採	同左	同左
市営住宅の整備	宮崎団地1号棟外壁改修 太子堂団地の用途廃止	宮崎西団地1号棟屋上防水改修	-
総合公園の整備	陸上競技場公認更新に伴う更新工事	庭球場人工芝張替	庭球場人工芝張替
福祉施設の整備	七光台会館空調設備等改修工事实施設計 老人福祉センター改修設計	七光台会館空調設備改修工事 老人福祉センター改修工事	老人福祉センター改修工事
公民館・コミュニティセンターの整備	北部公民館空調設備改修設計 北コミュニティセンタ	南コミュニティセンター大規模改修設計	-

	一空調設備改修 関宿公民館空調設備改修 二川公民館空調設備改修	北部公民館空調設備改修	
消防施設の整備	関宿分署屋上防水改修	南分署外装修繕工事	-
消防分団の整備	新築（2棟） 解体撤去（2棟） 設計業務（2棟） 測量業務（4か所） 用地買収（1か所）	新築（2棟） 解体撤去（2棟） 設計業務（2棟） 測量業務（2か所） 用地買収（2か所）	新築（2棟） 解体撤去（2棟） 設計業務（2棟） 測量業務（2か所）

子ども館の充実（児童家庭課、営繕課） 総計2-2

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新たな子ども館の整備	子ども館設計業務	子ども館設計業務及び建設	子ども館の建設

（民間建築物の耐震化）

住宅改修支援事業（都市計画課）地防5-1

野田市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月以前の既存建築物（木造住宅）について、耐震診断及び耐震改修工事に助成を行うほか、簡易耐震相談会を実施し耐震化の啓発を行い旧耐震基準の既存住宅の耐震化を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
耐震診断助成	15件	15件	15件
耐震改修助成	4件	4件	4件
普及啓発	耐震相談会2回	耐震相談会2回	耐震相談会2回

事業名：千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業

ブロック塀等改修促進事業（都市計画課）地防5-1

危険私有ブロック塀等の撤去を促進することにより、道路に面する危険私有ブロック塀等の倒壊に伴う歩行者の生命及び身体への被害の防止を図る。



取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ブロック塀等除却助成	50件	50件	50件

### (民間建築物等の防火体制の整備)

火災危険性の高い防火対象物等への査察業務等の推進(予防課)総計4-1地防4-1  
更なる違反是正の推進及び重大な事故発生の恐れのある施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
重大な消防法令違反対象物に対する違反是正	・是正に応じない施設に対する公表制度の実施 ・違反処理研修の受講	・不備改善指導力の強化 ・査察規定の見直し	・マニュアル化による改善指導率の向上
特定防火対象物に対する査察	予防要因増員による査察体制の強化	査察体制の強化を図るため予防技術者の養成	予防要因及び予防技術者増員による査察体制の強化
危険物製造所等に対する査察	保安距離及び保有空地の規制がない施設への査察強化	長期使用施設に対する査察強化	過去不備指摘施設に対する査察強化
予防要員の増員	1名	-	2名
予防技術者の養成	-	8名	6名

### 社会福祉施設等の防災体制の強化(保健福祉部)地防8-3

社会福祉施設等の防災体制の強化を図るため、防災・減災対策を実施する事業者に補助金を交付する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金交付の手続のほか、事業者に対し補助対象事業に関する情報提供・啓発活動を行う。	実施	実施	実施

### (家具転倒防止対策の強化)

各家庭における家具転倒防止対策の実施率向上(防災安全課、保健福祉部)地防5-1

各家庭において、家具転倒防止対策の実施率を向上させるため、市ホームページ、広報紙等による啓発を行う。また、高齢者・障がい者を対象に家具転倒防止器具取付事業を実施する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家具転倒防止器具取付事業を実施するとともに、事業の周知に努める。	実施	実施	実施

#### (地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成促進及び活動支援(防災安全課)総計4-1地防1-1風1-1

地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、地域に防災アドバイザーを派遣する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自主防災会数 /自治会数でみた自主防災組織化率	221/57.5%	226/58.7%	231/60%

#### (避難行動要支援者の支援体制の強化)

避難行動要支援者の支援体制の強化(高齢者支援課及び関係各課)総計4-1地防8-1

避難行動要支援者名簿を自治会、民生委員等に提供することにより、住民相互の助け合いを促し、地域の防災力を高める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実効性のある避難支援体制の構築	実施	実施	実施

#### (密集市街地の環境整備(不燃領域率の向上))

野田市駅西土地区画整理事業(都市整備課)総計4-2及び6-3

密集市街地での大規模火災に対する市街地機能の向上を図るため、野田市駅前広場を含む幹線道路等の完成に向け、建物移転や公共施設の整備を行う。

また、大規模災害時の建物崩壊による被害及び交通麻痺に対する道路機能の向上を図るため、野田市駅前広場及び野田市駅前線において、電線共同溝方式により電線類等を地中化し、無電柱化を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野田市駅西土地区画	・物件補償	・物件補償	・物件補償

整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市駅前線築造工事</li> <li>・区画道路2号線築造工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野田市駅前線築造工事</li> <li>・区画道路2号線築造工事</li> <li>・雨水管、污水管設置工事</li> <li>・既設污水管撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場築造工事</li> <li>・野田市駅愛宕線築造工事</li> <li>・污水管設置工事</li> </ul>
------	---	---	---

事業名：野田市 野田市駅西地区

事業名：野田市 野田市駅西地区（駅前広場）

梅郷駅西土地区画整理事業（梅郷駅西土地区画整理事務所）総計4-2 及び6-3

南部地域の玄関口としての機能が発揮できるように、土地区画整理事業を実施することで、駅前広場、都市計画道路を中心とした公共施設を整備改善することにより、交通ネットワークを確保する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
物件交渉	物件移転補償交渉	-	-
物件補償	-	1 物件	-
工事	-	-	道路整備

事業名：野田市 梅郷駅西地区

狭あい道路整備等促進事業（土地区画整理事業未施行地区）（都市整備課）総計6-3

長期間にわたり事業化されていない土地区画整理事業未施行地区について、都市計画の地区計画及び地区施設を定め、建蔽率・容積率の緩和を図るとともに、地区内の道路網や公共下水道を整備することにより、道路環境や住環境を改善し、防災機能の向上や通行の安全を確保する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
住環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> <li>・説明会</li> <li>・測量業務委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針検討</li> <li>・説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の都市計画決定</li> <li>・建蔽率・容積率の都市計画変更</li> </ul>

事業名：住環境整備事業

### （無電柱化の推進）

野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

### (幹線道路等の整備)

都市計画道路中野台中根線の整備(道路建設課)総計4-2地防5-2

連続立体交差事業関連として、現道拡幅と交差点改良を行い、交通の円滑化、中央小及び宮崎小通学路の整備促進を図り、歩行者交通の改善を図る。

東武野田線を跨いだ1工区250m区間を連続立体交差事業の進捗に合わせ、拡幅整備をする。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	用地買収、物件補償、物件調査	用地買収、物件補償、物件調査	用地買収、物件補償、物件調査、工事

事業名：野田市 中野台中野線

(事業期間：平成31年～令和4年(予定) 全体事業費：976百万円)

都市計画道路堤台柳沢線の整備(道路建設課)総計4-2地防5-2

本路線は、外郭環状道路山崎吉春線と主要地方道つくば野田線と東西方向に連絡する幹線で、慢性的な渋滞のある主要地方道つくば野田線の交通量を分散させるものであり、また、清水公園東口へのアクセス道路でもある。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	工事	用地買収、工事	工事

事業名：野田市 堤台柳沢線2工区

(事業期間：平成31年～令和3年(予定) 全体事業費：80百万円)

市道の整備(道路建設課)総計4-2地防5-2

地域の骨格となる道路を整備し、災害時の避難経路を確保するとともに、通行空間の安全性を高める。

市道2040号線(中里字阿部)

排水施設も加味した拡幅道路として一体的に整備し、通勤通学者や周辺住民の利便性及び交通安全の向上を図る。全体延長1,500mを5期に分け、現道幅員3.64mを6.5mに拡幅し、排水整備、舗装等を整備する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	工事	測量・設計、工事	用地買収、物件補償、物件調査

事業名：野田市 2040号線

(事業期間：平成30年～令和4年(予定) 全体事業費：132百万円)

市道93057号線(木間ヶ瀬字松野木)

幅員が狭く、車の通行や児童などの通学に危険な状況から、道路の拡幅整備を図る。現況幅員 3.64m を 7.5m（歩道幅員 2.0m・車道幅員 5.5m）に 365m を拡幅整備する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	測量・設計、物件調査、用地買収、物件補償、工事	用地買収、物件補償、工事	用地買収、物件補償、物件調査

事業名：野田市 93057 号線

（事業期間：平成 31 年～令和 7 年（予定）、全体事業費：189 百万円）

市道 1 2 0 1 4 号線（船形字上原二）

七光台地区と主要地方道結城野田線をつなぐ道路であるが、幅員が狭く舗装されていないため、周辺地域の利便性及び交通安全の向上を図るために道路を拡幅・整備する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	工事	工事	-

事業名：野田市 12014 号線

（事業期間：平成 30 年～令和 3 年（予定）、全体事業費：50 百万円）

自転車通行帯等整備事業

自転車と歩行者のすみ分けを図り、自転車の安全性・快適性及び歩行者の安全性を確保するために、路肩部分に矢羽根やピクトグラムを道路標示することにより、自転車の通行空間を整備する。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度別事業内容	工事（梅郷西駅前線他）	自転車ネットワーク計画策定（市全域）工事	工事

生活道路修繕等事業（管理課）総計 4-2 地防 5-2

経年変化による舗装の破壊が多く、住民の苦情が寄せられ応急修理による日常管理（穴埋め等）で対応しているが、十分な対応ができていない状況から、その対応のため平成 30 年度から実施している。また、道路用地寄附を受けて市道認定した道路整備を行っているが、整備延長が短くする状況が続いており、整備の進捗が遅れているため、事業を集約し予算化を行い生活道路については、市全域を 9 地区分けし、6 グループ割を行い、集中的な整備を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活道路における舗	生活道路修繕工事 G5 東部地区 2	生活道路修繕工事 生活道路新設工事等	生活道路修繕工事 生活道路新設工事等

装補修、舗装新設、 道路改良の生活道路 修繕等工事	G3 中央地区（北部・ 中央・南部）	G6 福田地区 G2 川間地区	G4 東部地区 1 G1 関宿地区
---------------------------------	-----------------------	--------------------	----------------------

### （<sup>りょう</sup>橋梁等道路施設の維持修繕）

橋梁<sup>りょう</sup>長寿命化（道路建設課）総計 4-2 地防 5-2

平成 25 年に策定された橋梁長寿命化修繕計画に従い、橋長 10m 以上の 42 橋を対象に、国が定めた道路橋定期点検要領に基づき 5 年に 1 度、定期点検を行っている。現在は、平成 29 年に実施された定期点検結果を参考に、順次、橋梁修繕を行なっている。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年度別事業内容	修繕設計、修繕工事	修繕設計、修繕工事	修繕設計、修繕工事

事業名：野田市 橋梁長寿命化修繕事業（点検・計画策定）

（事業期間：平成 28 年～、全体事業費：50 百万円）

事業名：野田市 橋梁長寿命化修繕事業（修繕・橋長 15m 以上）

（事業期間：平成 30 年～、全体事業費：220 百万円）

事業名：野田市 橋梁長寿命化修繕事業（修繕・橋長 15m 未満）

（事業期間：平成 30 年～、全体事業費：60 百万円）

橋梁・大型カルバートの管理（管理課）総計 4-2 地防 5-2

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁<sup>りょう</sup>・大型カルバートの定期点検・修繕を行う。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
橋梁定期点検 107 橋			
横断歩道橋 1 橋	修繕工事 1 橋	修繕工事 1 橋	
大型カルバート 1 基	詳細設計	修繕工事	修繕工事

事業名：野田市 橋梁長寿命化修繕事業（点検・計画策定）

（事業期間：平成 28 年～、全体事業費：50 百万円）

事業名：野田市 横断歩道橋長寿命化修繕事業（点検・計画策定）

（事業期間：平成 27 年～、全体事業費：6 百万円）

事業名：野田市 横断歩道橋長寿命化修繕事業（修繕）

（事業期間：平成 30 年～、全体事業費：32 百万円）

事業名：野田市 大型カルバート長寿命化修繕事業（点検・計画策定）

（事業期間：平成 27 年～、全体事業費：5 百万円）

事業名：野田市 大型カルバート長寿命化修繕事業（修繕）

（事業期間：平成 31 年～、全体事業費：35 百万円）

**(連続立体交差事業の整備促進)**

東武野田線連続立体交差事業(都市整備課)総計4-2

東武野田線を横断する主要地方道つくば野田線や主要地方道野田牛久線では、踏切遮断により、慢性的な交通渋滞が発生しており、都市機能や生活機能に様々な問題が生じている。そのため、愛宕駅と野田市駅を含む約2.9km区間を高架化する連続立体交差事業により、踏切11か所を除却し、踏切による交通渋滞の解消、東西市街地の一体化、防災倉庫等の高架下利用及び消防・救急活動の迅速化を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連続立体交差事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架橋工事</li> <li>高架駅舎建築工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架橋工事</li> <li>高架駅舎建築工事</li> <li>高架軌道及び電気工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架橋工事(野田市駅二次施工)</li> <li>仮線撤去工事</li> <li>交差道路工事</li> </ul>

事業名：野田市 東武野田線

(事業期間：平成19年度～令和5年度(予定) 全体事業費：約353億円)

**(防災拠点の強化(交通結節点の改善))**

愛宕駅西口駅前広場の整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)総計4-2

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に非常時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
用地買収	A=324.18 m <sup>2</sup>	A=990.39 m <sup>2</sup>	A=527.51 m <sup>2</sup>
物件補償	1件	1件	4件
駅広整備工事	-	-	一部

事業名：野田市 愛宕駅西口駅前広場

(事業期間：平成27年～令和3年(予定) 全体事業費：1,272百万円)

愛宕駅東口駅前広場の完成形整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)総計4-2

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に非常時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測量試験費	-	-	実施設計
駅広整備工事	-	-	-

歩行者ネットワークの整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)総計4-2

連続立体交差事業による踏切除却に併せ、愛宕駅周辺の歩行者ネットワークを整備す

ることにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確認し、東西市街地の一体化を図り、賑わいのあるまちづくりの基盤を作る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
測量試験費	-	-	実施設計
用地買収	-	-	A=550 m <sup>2</sup>
築造工事	-	W=4.0m、L=35.0m	-

#### 野田市駅西土地地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

#### （消防力の強化）

常備消防活動体制の充実（消防本部）総計4-1

多様化する災害に対応できるよう常備消防体制の充実・強化を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常備消防車両の整備	・高規格救急車	-	・小型動力ポンプ付水槽車 ・災害対策車 ・高規格救急車 ・救助工作車

消防団活動体制の充実（消防本部）総計4-1 地防4-3 風4-3

地域における消防防災力の向上を図るため、消防団活動体制の充実を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消防団器具置場の整備	2棟	2棟	2棟
消防団車両の更新	第5分団ポンプ車	-	消防団ポンプ車
消防団服制・装備の充実強化	消防団活動服	チェーンソー	防塵マスク 防塵メガネ 耐切創性手袋 ヘルメット

#### （消防水利の整備）

消防水利の整備（警防課）総計4-1 風4-3

大規模災害時の消火用水を確保するため、計画的な耐震性貯水槽の整備を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
耐震性貯水槽の新設	1基	-	1基



**(浸水対策の推進)**

河川の改修(管理課)総計 1-3 風 3-1

浸水被害を軽減するため、くり堀川等を改修することで、日の出町及び周辺地区の排水不良の解消を進める。下水道整備計画と整合を図りながら、排水不良地区を解消するため、河川及び排水路・<sup>きよ</sup>管渠の整備を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
くり堀川の改修	下層ボックスカルバート布設(4,100×3,300、L=30m) 法面補修工事(L=30m)	下層ボックスカルバート布設(4,100×3,300、L=30m) 橋梁下部改修・附帯工事(L=20m)	下層ボックスカルバート布設(4,100×3,300、L=19.5m) 法面補修工(L=19.5m)
排水路の整備・管理	西三ヶ尾排水整備(物件調査) 六丁四反調整池築造(掘削工 V=4,500m <sup>3</sup> ) 柏寺排水路 蕃昌宮前排水整備(舗装本復旧 A=3,450m <sup>2</sup> ) 中里込角排水整備(U型水路 1,500×1,500、L=30m) 上花輪新町排水整備 谷津水路浚渫工事 西三ヶ尾古和清水調整池築造(測量調査設計・調整池工 V=1,000m <sup>3</sup> ) 中里五駄排水整備	西三ヶ尾排水整備(物件補償) 六丁四反調整池築造(掘削工 V=4,500m <sup>3</sup> ) 柏寺排水路(測量調査・設計) 中里込角排水整備(U型水路 1,500×1,500、L=30m) 上花輪新町排水整備(VU 500、L=95m) 谷津水路浚渫工事(浚渫 L=130m) 西三ヶ尾古和清水調整池築造	西三ヶ尾排水整備(ボックスカルバート橋改修) 六丁四反調整池築造(掘削工 V=4,500m <sup>3</sup> ) 柏寺排水路(ボックスカルバート橋改修) 中里込角排水整備(U型水路 1,500×1,500、L=30m) 上花輪新町排水整備 谷津水路浚渫工事(浚渫 L=130m) 西三ヶ尾古和清水調整池築造

事業名：野田市 2222 号線ほか(冠水対策)

(事業期間：平成24年～令和5年(予定)、全体事業費：3,967百万円)

事業名：野田市 93710 号線(冠水対策)

(事業期間：令和2年～令和4年(予定)、全体事業費：463百万円)

浸水被害の軽減と対策の強化(雨水施設の整備)(下水道課)総計 4-1 地防 5-4 風 3-1

近年の局地的な大雨に対し、浸水被害を軽減するため、対策を強化し、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を行う。

関宿地区（阿部沼第1排水区内、宝珠花地区）の浸水被害の軽減を目的とした雨水対策として、阿部沼第1号調整池、阿部沼第2調整池、阿部沼第3調整池及び雨水幹線の整備を行う。

桜木地区（南部2排水区）の浸水被害の軽減を目的とした雨対策として、南部2排水区の雨水幹線の整備を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
雨水管渠等の整備 (50mm/h対応)	○幹線整備 [整備] 幹線工事 整備延長 17.0m	同左 [整備] 幹線工事 整備延長 70.0m	同左 [整備] 幹線工事 整備延長 70.0m
雨水浸透施設の整備	○幹線整備 [整備] 調整池用地取得 工事委託	同左 [整備] 調整池築造	同左 [整備] 調整池築造

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）(重点計画)

#### （農業用施設の維持管理）

公共施設の計画的保全（農政課）

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保全計画	農道橋	-	-
実施設計	船形揚排水機場堤外 排水路	-	-
補修工事	船形揚排水機場 新江川排水機場 新五駄排水機場 大作排水路	船形揚排水機場堤外 排水路 新江川排水機場 新五駄排水機場	新江川排水機場 新五駄排水機場 出洲排水機場

ハザードマップの作成及び配布（管理課）総計4-1地防3-1

洪水危険箇所について、円滑な避難を確保するために必要な事項を掲載した洪水ハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作成及び配布	ハザードマップの 作成及び配布	冠水箇所の更新	冠水箇所の更新

#### （宅地の滑動崩落対策）

大規模盛土造成地マップの作成及び調査（都市計画課）地防3-1

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤

上に腹付けした大規模な造成宅地で、地滑りの変動（滑動崩落）が生じ造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生したことから、既存の造成宅地について予防対策を進めるため変動予測調査を実施し、その結果を公表することで住民の滑動崩落被害に関する理解を深めるとともに、危険箇所の滑動崩落調査を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作成及び調査	・大規模盛土造成地マップの作成及び公表	・大規模盛土造成地の造成年代等を調査し台帳作成	・擁壁や公共施設等の変状の有無を現地調査し、擁壁や公共施設等に変状が見られたものについて、地盤調査を行い、地形や土質等を把握したうえで安定計算を行う

**事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**

**(物資等の供給体制の確保)**

防災備蓄品の整備 (防災安全課) 総計 4-1 地防 1-1

災害時の被災者支援体制を強化するため、帰宅困難者用を含む防災備蓄品を拡充するとともに、避難所に備蓄倉庫を整備する。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
防災備蓄品の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段ボールベッド</li> <li>・ 簡易トイレ</li> <li>・ 発電機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機</li> <li>・ ブルーシート ( 3 間 × 4 間 )</li> <li>・ 液体ミルク</li> <li>・ 長期保存用ビスコ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブルーシート ( 3 間 × 4 間 )</li> <li>・ 液体ミルク</li> <li>・ 長期保存用ビスコ</li> </ul>

**(応急給水体制の整備)**

災害時における非常用井戸水の供給 (水道部) 総計 4-1 地防 7-3

災害時における飲料水の確保のため、常用並びに非常用井戸における地下水を飲料水として提供するための設備を保守・整備をする。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
給水施設の整備	東金野井浄水場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 ろ過機更新工事</li> <li>・ ろ過設備盤更新工事</li> <li>・ 取水ポンプ盤更新工事</li> </ul>	東金野井浄水場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ろ過機更新工事</li> <li>・ ろ過ポンプ盤更新工事</li> </ul>	東金野井浄水場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬品注入設備更新工事</li> </ul>

水道施設の改築・更新 (水道部) 総計 1-3 地防 5-4

安定給水を図るため、浄・配水場の電気・機械設備を更新する。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
浄水設備の更新	上花輪浄水場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 急速ろ過池更新工事</li> <li>・ 原水流入弁更新工</li> </ul>	上花輪浄水場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 急速ろ過池更新工事</li> </ul>	-

	事		
配水設備の更新	上花輪浄水場 ・配水流量計更新工事 中根配水場 ・配水ポンプ設備更新工事 木間ヶ瀬浄水場 ・電気設備更新実施設計 桐ヶ作配水場 ・電気設備更新実施設計 ・薬品注入設備更新工事	東金野井浄水場 ・配水ポンプ設備実施設計 中根配水場 ・4配水ポンプ設備更新工事 木間ヶ瀬浄水場 ・薬品注入設備更新工事 ・動力設備更新工事	東金野井浄水場 ・4配水ポンプ設備更新工事 中根配水場 ・5配水ポンプ更新工事 桐ヶ作配水場 ・電気設備更新工事

水道施設の整備（水道部）総計 1-3

未普及区域の解消や安定給水を図るため、配水管の布設などを行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
重要給水施設への耐震管による専用配水管整備	HPPE 100 L=450m	HPPE 100 L=320m	HPPE 100 L=600m
直結給水方式の普及による配水管整備	GX 150 L=470m	GX 150 L=200m	GX 150 L=250m
未復旧区域への配水管（耐震管）整備	HPPE 50～75 L=1,720m	HPPE 50～75 L=1,790m	HPPE 50～75 L=1,000m
老朽管耐震化整備	GX75～150 L=3,450m	GX75～200 L=2,100m	GX 75～150 L=2,000m

（連続立体交差事業の整備促進）

東武野田線連続立体交差事業（都市整備課）【再掲】

（医療関係者の災害対応力の向上）

#### 救急救命士の養成（消防本部）総計 4-1 地防 1-1

救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成とともに、高度な救急救命処置を行うことのできる救急救命士を育成する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
救急救命士新規養成	2名	2名	2名
ビデオ喉頭鏡気管挿管病院実習	6名	6名	6名
指導救命士新規養成	1名	1名	-

#### 救急車及び救急隊の充実・強化（消防本部）地防 1-1

救急体制の更なる充実を図るため、日勤による救急隊を増隊するとともに、引き続き高度な救急救命処置を行うことができる高規格救急車を配備する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
救急隊増隊	-	-	1隊増隊
高規格救急車の配備	-	-	1台配備

#### 救助活動体制の充実・強化（消防本部）地防 1-1

救助体制の充実を図るため、車両及び資器材の充実・強化を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
車両更新	-	-	関宿災対1号 野田救助1号
資器材整備	高機能救命ボート 1艇	ドローン2機 救命ボート1艇	救命ボート1艇 エアテント1張

#### 消防署・所の非常用電源設備の整備（消防本部）総計 4-1 地防 1-1

発災時における災害対応機能を維持するため、消防活動拠点である消防庁舎の非常用電源設備等の整備を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
非常用電源設備等の整備	消防本部非常電源の増設	-	関宿分署非常電源設備の改修

#### （物資等の供給に対する阻害要因の除去）

学校・幼稚園立木伐採等事業（教育総務課）

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交

通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行う。

令和元年度は枯れ木等を中心に伐採・剪定を行った。令和2年度から3年度にかけては、校舎等よりも背の高い木等の強剪定等を実施する予定であり、大規模な伐採等はこれで終了する。その後は計画的に剪定をし、適正な樹木管理に努める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
立木伐採等委託	小中学校立木伐採等委託	同左	同左

### （し尿処理体制の構築）

マンホールトイレの整備（防災安全課、環境保全課）地防7-2

災害時における避難所の衛生環境の向上を図るため、下水道の供用開始区域内に位置する避難所若しくは、その周辺にマンホールトイレを整備する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
簡易トイレ等の整備	簡易トイレ	テント	簡易トイレ・テント
マンホールトイレの整備	-	マンホールトイレの整備方針の検討	マンホールトイレの整備方針の検討

### （災害廃棄物処理体制の構築）

災害廃棄物処理計画・マニュアルによる対応（清掃計画課）

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野田市災害廃棄物処理計画	-	計画の見直し	-

### 事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### (業務継続体制の構築)

業務継続計画<地震対策編>による対応(行政管理課) 総計4-1 地防1-1

継続的に計画の見直しを行うとともに、職員に対して計画の習熟を図るため、訓練・研修等の実施を検討する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(震災編)の見直しの検討</li> <li>・業務継続計画(風水害編)の策定の検討</li> <li>・職員研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画(震災編)の改訂</li> <li>・業務継続計画(風水害編)の策定</li> <li>・職員研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の実施</li> <li>・計画に沿った訓練の実施</li> </ul>



**事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する**

**(防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化)**

防災用無線機器の更新(消防本部) 総計 4-1 地防 1-2 風 1-2

災害時における防災関係機関相互の情報伝達を迅速化し、円滑な防災活動を行うため、基地局及び移動局の無線機器を更新する。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基地局及び移動局更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 市消防指令センター運用</li> <li>・ アナログ無線設備撤去</li> <li>・ 通信機械室の既存無線機器撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 市及び 10 市消防指令センター運用</li> <li>・ アナログ無線設備撤去</li> <li>・ 通信機械室の既存無線機器撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 市消防指令センター運用</li> </ul>

## 事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### (被災地における物資の確保)

被災地における物資の確保(防災安全課)地防7-1

燃料・食料等の物資を確保するために災害時受援計画を策定するとともに、物資の供給・輸送等に関する協定の締結を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受援計画策定	-	計画の検討	計画策定
石油協会	協定締結	-	-
トラック協会	協定締結	-	-

### (幹線道路等の維持修繕)

市道及び道路附属物の維持修繕(管理課)総計4-2

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幹線道路等の整備	舗装補修(5件) 工事延長 L=734m	舗装補修(24件) 工事延長 L=4,085m 路面性状調査 L=147 k m 定期点検	舗装補修(24件) 工事延長 L=4,003m 計画策定
法面・道路附属物の管理	-	定期点検	計画策定

事業名：野田市 修繕計画事業(舗装・点検・計画策定・修繕)

(事業期間：平成29年～、全体事業費：2,578百万円)

事業名：野田市 修繕計画事業(道路附属物・点検・計画策定・修繕)

(事業期間：平成30年～、全体事業費：50百万円)

事業名：野田市 修繕計画事業(法面・点検・計画策定・修繕)

(事業期間：平成27年～、全体事業費：6百万円)

### (強い農業を実現させるための農業施設などの整備増強、防疫対策)

災害に強い農業を実現させるため、産地の基幹施設やストックポイントの整備、農業用機械の増強、家畜の防疫対策などを推進する(農政課)

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設・機械の増強 防疫対策	集出荷所蔵施設、卸 市場などの整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設、卸 市場などの整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設、卸 市場などの整備 農業用機械の導入

	防疫対策調整	防疫対策調整	防疫対策調整
--	--------	--------	--------

**(幹線道路の整備)**

都市計画道路中野台中根線の整備(道路建設課)【再掲】

都市計画道路堤台柳沢線の整備(道路建設課)【再掲】

市道の整備(道路建設課)【再掲】

生活道路修繕等事業(管理課)【再掲】

**(橋梁等道路施設の維持修繕)**

橋梁長寿命化(道路建設課)【再掲】

橋梁・大型カルバートの管理(管理課)【再掲】

**(密集市街地の環境整備(不燃領域率の向上))**

野田市駅西土地区画整理事業(都市整備課)【再掲】

梅郷駅西土地区画整理事業(梅郷駅西土地区画整理事務所)【再掲】

住環境整備事業(都市整備課)【再掲】

**(防災拠点の強化(交通結節点の改善))**

愛宕駅西口駅前広場の整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)【再掲】

愛宕駅東口駅前広場の完成形整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)【再掲】

歩行者ネットワークの整備(愛宕駅周辺地区市街地整備事務所)【再掲】

野田市駅西土地区画整理事業(都市整備課)【再掲】

**(物資等の供給に対する阻害要因の除去)**

学校・幼稚園立木伐採等事業(教育総務課)【再掲】

**(農業・農村のもつ地域資源の適切な保全管理)**

農業生産基盤の維持、また農地の持つ多面的機能の保全のため、農地および農業用施設の適切な維持管理を推進する(農政課)

**事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

**(無電柱化の推進)**

野田市駅西土地区画整理(都市整備課)【再掲】

**(上下水道の機能保持)**

下水道施設の耐震化・更新(下水道課)地防5-1

地震発生時に下水道の流下・処理機能を確保するため、**管渠**や処理場・ポンプ場の耐震化を進める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管渠の耐震化	下水道総合地震計画策定	管渠及びマンホールの耐震診断	管渠及びマンホールの耐震診断
ポンプ場の耐震化	下水道総合地震計画策定	平井汚水中継ポンプ場耐震診断 川間南汚水中継ポンプ場耐震診断	平井汚水中継ポンプ場耐震化工事詳細設計 川間南汚水中継ポンプ場耐震化工事詳細設計
ポンプ場電源供給設備の構築	下水道総合地震計画策定	平井汚水中継ポンプ場地震対策電源供給設備詳細設計	-

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進(防災・安全)  
(重点計画)

水道施設の耐震化(水道部)地防5-1

災害発生時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
耐震化の検証	-	野田地域・送配水方法検討業務	-
基幹管路(導水管)への耐震管整備	-	GX 150 L=500m	GX 150 L=400m

**(汚水処理機能の確保)**

公共下水道の整備(下水道課)総計1-3

座生川や利根運河等の水質改善を図り人口密集地域や認可区域の継続的な面整備の促進に努めている。

毎年、整備面積約25ha・下水道整備率（人口）約0.4%の進捗を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共下水道の整備	○面整備 ○幹線整備 [整備] 整備面積 49.94ha 整備延長 4.95km	同左  整備面積 27.04ha 整備延長 5.26km	同左  整備面積 21.45ha 整備延長 6.00km

計画名称：野田市における公共下水道の推進（重点計画）

ストックマネジメントの推進（下水道課）総計1-3 地防5-4

良好な生活環境を守り、安定的な下水道サービスを提供するため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な改築を行う。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管路施設の点検・調査	汚水・雨水管路の点検 N=228箇所 汚水・雨水管路のカメラ調査 L=16.97km	汚水・雨水管路の点検 N=221箇所 汚水・雨水管路のカメラ調査 L=12.01km	-
管渠 <sup>きよ</sup> の改築	-	-	管路の修繕・改築計画策定
ポンプ場（機械・電気設備）の改築	平井汚水中継ポンプ場電気改築詳細設計 川間南汚水中継ポンプ場電気改築詳細設計	平井汚水中継ポンプ場電気改築工事 平井汚水中継ポンプ場機械施設点検・調査及び修繕改築計画策定 川間南汚水中継ポンプ場機械施設点検・調査及び修繕改築計画策定	川間南汚水中継ポンプ場電気改築工事 平井汚水中継ポンプ場機械施設修繕改築詳細設計 川間南汚水中継ポンプ場機械施設修繕改築詳細設計
マンホールポンプ場施設の更新	汚水ポンプ設備更新	汚水ポンプ設備更新	汚水ポンプ設備更新
マンホール蓋の更新	随時	随時	随時

計画名称：野田市における安全・安心な公共下水道の推進（防災・安全）

**（密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上））**

野田市駅西土地区画整理事業（都市整備課）【再掲】

梅郷駅西土地区画整理事業（梅郷駅西土地区画整理事務所）【再掲】

住環境整備事業（都市整備課）【再掲】

**（幹線道路等の整備）**

都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）【再掲】

都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）【再掲】

市道の整備（道路建設課）【再掲】

生活道路修繕等事業（管理課）【再掲】

**（橋梁等道路施設の維持修繕）**

橋梁長寿命化（道路建設課）【再掲】

橋梁・大型カルバートの管理（管理課）【再掲】

**（連続立体交差事業の整備促進）**

東武野田線連続立体交差事業（都市整備課）【再掲】

**（農業用施設の維持管理）**

公共施設の計画的保全（農政課）【再掲】

## 事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### (民間建築物の適切な管理)

空家等対策の推進(防災安全課) 総計 4-1

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定し、空家の利活用などについて、広範な視点で検討を進める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
空家等対策の推進	-	計画の検討	計画の策定

### (未利用公共建築物の解体)

未利用公共建築物(管財課)

未利用となっている公共建築物は、老朽化が進んでいることから解体を進める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
未利用公共建築物の解体	-	旧教職員住宅 関宿クリーンセンタ - 関宿し尿中継槽	関宿クリーンセンタ -

旧教職員住宅の解体(管財課)

旧教職員住宅は、用途廃止後未利用となっており、老朽化が進んでいることから解体を進める。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
旧教職員住宅の解体	-	解体実施	-

### (制御不能な複合災害・二次災害を発生させない)

初期消火体制の充実強化(消防署) 総計 4-1 地防 4-3

二次災害及び災害の拡大を防止するため災害の初期に常備消防の人員、車両等を投入し災害の拡大防止を図る。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常備消防職員の増員	条例改正 定員 172 から 181	更なる増員については協議中	-

### (密集市街地の環境整備(不燃領域率の向上))

野田市駅西土地区画整理(都市整備課)【再掲】

梅郷駅西土地地区画整理事業（梅郷駅西土地地区画整理事務所）【再掲】  
住環境整備事業（都市整備課）【再掲】

**（公共施設の耐震化・計画的保全等）**

公共施設の耐震化（各所管課）[再掲]  
公共施設の計画的保全（各所管課）【再掲】  
子ども館の充実（児童家庭課、営繕課）【再掲】

**（幹線道路の整備）**

都市計画道路中野台中根線の整備（道路建設課）【再掲】  
都市計画道路堤台柳沢線の整備（道路建設課）【再掲】  
市道の整備（道路建設課）【再掲】  
生活道路修繕等事業（管理課）【再掲】

**（橋梁等道路施設の維持修繕）**

橋梁長寿命化（道路建設課）【再掲】  
橋梁・大型カルバートの管理（管理課）【再掲】

**（上下水道の機能保持）**

下水道施設の耐震化・更新（下水道課）【再掲】  
水道施設の耐震化（水道部）



**事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

防犯カメラの設置管理（防災安全課）総計 4-1

地域の安全を確保するため防犯カメラを設置する。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
防犯カメラ設置	114 台	129 台	144 台

防犯パトロール隊の支援推進（防災安全課）総計 4-1

地域の防犯力の向上のため、防犯パトロールが継続的に活動できるよう、野田市防犯組合への支援を行う。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
野田市防犯組合への支援	補助金の交付、啓発 物資の交付 講演会の実施	補助金の交付、啓発 物資の交付 講演会の実施	補助金の交付、啓発 物資の交付 講演会の実施

**（地域におけるコミュニティ活動の推進）**

自治会への加入促進（市民生活課）総計 5-1 地防 1-1

住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、自治会への加入を促進する。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自治会加入の促進	加入促進	加入促進	加入促進

**（安全・安心な避難所の運営）**

避難所運営委員会の活動支援（防災安全課）地防 1-1

大規模災害発生時に、避難所を円滑に開設・運営する体制を整備するため、市民が主体となった避難所運営委員会を組織していく。

取組項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
避難所運営委員会数	0	4	8

**（災害時の公衆トイレ対策）**

住宅密集地区内公園に公衆トイレ整備（みどりと水のまちづくり課）

区画整理で整備された地区内において、誘致距離が 500m 程度の区域でかつ面積規模が 0.2ha 以上の街区公園のうち、民間店舗等を含めトイレの確保が難しい箇所について、災害時のトイレ確保が困難な場所にトイレ整備を進めて行く。

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公園トイレ整備	-	対象箇所抽出	整備手法検討

### （強い農業を実現させるための農業施設などの整備増強）

災害に強い産地の基幹施設やストックポイントの整備、農業用機械の増強を行い、災害後であっても早期に農業を開始できる態勢を整え、市内産業における雇用を継続させる。（農政課）

取組項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設・機械の増強	集出荷所蔵施設、卸市場などの整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設、卸市場などの整備 農業用機械の導入	集出荷所蔵施設、卸市場などの整備 農業用機械の導入

### （公共施設の耐震化・計画的保全等）

公共施設の耐震化（各所管課）【再掲】

公共施設の計画的保全（各所管課）【再掲】

子ども館の充実（児童家庭課、営繕課）【再掲】

### 備考

総合計画との整合を図る必要があるため、アクションプラン編の各項目に総合計画の基本計画の該当箇所を表示する。また、地域防災計画の該当部分についても記載する。

例1) 総計3-1 総合計画

3は基本目標の番号、1は基本方針の番号

例2) 地防8-1 地域防災計画 震災編

第2章 災害予防計画 第8節の項目 第1の内容

例3) 風4-3 地域防災計画 風水害編

第2章 災害予防計画 第4節の項目 第3の内容